

愛知県地域防災計画(風水害等災害対策計画)

新旧対照表(案)

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
	<p>第 1 編 総則 (追加)</p>	<p>第 1 編 総則 第 2 章 基本理念及び重点を置くべき事項 第 1 節 防災の基本理念</p> <p><u>「日本一の元気を暮らしの豊かさに」を地域づくりの基本目標に、安心安全で、誰もが夢と希望を抱き、活躍する社会の実現をめざしている本県において、防災とは、県民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。</u></p> <p><u>近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発、市街化の進行などにより、洪水、高潮などの災害リスクが高まっている。</u></p> <p><u>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。</u></p> <p><u>県、市町村を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、県民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。</u></p> <p><u>また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。</u></p> <p><u>防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の 3 段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。</u></p> <p>1 災害予防段階</p> <p><u>災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめて、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。</u></p>	<p>法の改正</p>

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
		<p>2 災害応急対策段階</p> <p>(1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、<u>生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。</u></p> <p>(2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、<u>高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</u></p> <p>3 災害復旧・復興段階</p> <p>発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、<u>計画的に復興を進める。</u></p> <p>第2節 重点を置くべき事項</p> <p>防災基本計画を踏まえ、本県の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。</p> <p>1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項</p> <p><u>大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、都道府県間・市町村間の相互支援体制を構築すること。</u></p> <p>また、<u>県及び市町村と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。</u></p> <p>2 被災地への物資の円滑な供給に関する事項</p> <p><u>被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。</u></p> <p>3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p><u>住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定</u></p>	<p>対策の整理 防災基本計画の修正</p>

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
3	<p>第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1節 実施責任</p> <p>1 県</p> <p>県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。</p> <p>また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。</p>	<p>及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた屋内での待避等の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</p> <p>4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項</p> <p>被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、被災者台帳の作成及び活用を図ること。</p> <p>5 事業者や住民等との連携に関する事項</p> <p>関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市町村地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市町村と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。</p> <p>6 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項</p> <p>大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、県と市町村は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。</p> <p>第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1節 実施責任</p> <p>1 県</p> <p>県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。</p> <p>また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。</p>	<p>法の改正</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由				
	<p>2 市町村 市町村は、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害・原子力等の災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。</p> <p>3 指定地方行政機関 指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害・原子力等の災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。</p> <p>4 指定公共機関及び指定地方公共機関 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。 また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、県市町村の長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。</p> <p>3 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。 また、県、市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。</p> <p>第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱</p>	<p>2 市町村 市町村は、<u>災害対策基本法の基本理念にのっとり</u>市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。</p> <p>3 指定地方行政機関 指定地方行政機関は、<u>災害対策基本法の基本理念にのっとり</u>県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。</p> <p>4 指定公共機関及び指定地方公共機関 指定公共機関及び指定地方公共機関は、<u>災害対策基本法の基本理念にのっとり</u>その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。 また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、県市町村の長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。</p> <p>5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、<u>災害対策基本法の基本理念にのっとり</u>平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。 また、県、市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。</p> <p>第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱</p>	<p>法の改正、誤訂正</p> <p>法の改正、誤訂正</p> <p>法の改正</p> <p>法の改正</p>				
5	<table border="1" data-bbox="197 1233 1032 1311"> <tr> <td data-bbox="197 1233 376 1311">県警察</td> <td data-bbox="376 1233 1032 1311">(15) 社団法人愛知県警備業協会との協定に基づき、警備員の出動要請を行う。</td> </tr> </table>	県警察	(15) 社団法人愛知県警備業協会との協定に基づき、警備員の出動要請を行う。	<table border="1" data-bbox="1064 1233 1904 1311"> <tr> <td data-bbox="1064 1233 1243 1311">県警察</td> <td data-bbox="1243 1233 1904 1311">(削除)</td> </tr> </table>	県警察	(削除)	<p>表記の整理</p>
県警察	(15) 社団法人愛知県警備業協会との協定に基づき、警備員の出動要請を行う。						
県警察	(削除)						
6	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="197 1393 1032 1428"> <tr> <td data-bbox="197 1393 376 1428">東海財務局</td> <td data-bbox="376 1393 1032 1428">(5) 災害等緊急時に応急措置等のため必要があると認</td> </tr> </table>	東海財務局	(5) 災害等緊急時に応急措置等のため必要があると認	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1064 1393 1904 1428"> <tr> <td data-bbox="1064 1393 1243 1428">東海財務局</td> <td data-bbox="1243 1393 1904 1428">(5) 災害が発生した場合における応急措置等のため必</td> </tr> </table>	東海財務局	(5) 災害が発生した場合における応急措置等のため必	<p>表記の整理</p>
東海財務局	(5) 災害等緊急時に応急措置等のため必要があると認						
東海財務局	(5) 災害が発生した場合における応急措置等のため必						

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）		改 正 案		改正理由
7 8		められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。		要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。	対策の整理 表記の整理 対策の整理 対策の整理
	東海農政局	(8)被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。	東海農政局	(8)被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。	
	中部森林管理局	(4)災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、都道府県知事等から要請があった場合、国有林材の供給の促進、輸送販売の実施、木材関係団体等への要請等に努め、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。	中部森林管理局	(4)災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、都道府県知事等から要請があった場合、国有林材の供給、木材関係団体等への要請等に努め、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。	
	中部経済産業局	(2) 電力及びガスの供給の確保に <u>必要な指導を行う。</u>	中部経済産業局	(2) 電力及びガスの <u>安定供給の確保に関すること。</u>	
	名古屋地方気象台	(1) (略) (追加) (2) 気象、地象(地震にあつては、地震動に限る)、水象についての警報及び注意報等を発表する(気象警報・注意報については市町村を単位とした発表を実施する。) (3)～(5) (略) (追加) (追加) (追加)	名古屋地方気象台	(1) (略) (2) 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める。 (3) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。 (4)～(6) (略) (7) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。 (8) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。 (9) 県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。	

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由										
13	<p>5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="197 236 1034 352"> <tr> <td>株式会社工</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ヌ・ティ・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ティ・ドコモ</td> <td></td> </tr> </table>	株式会社工	(略)	ヌ・ティ・		ティ・ドコモ		<p>5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1066 236 1904 352"> <tr> <td>株式会社N</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>TTドコモ</td> <td></td> </tr> </table>	株式会社N	(略)	TTドコモ		商号の変更
株式会社工	(略)												
ヌ・ティ・													
ティ・ドコモ													
株式会社N	(略)												
TTドコモ													
16	<p>第2編 災害予防 第1章 防災協働社会の形成推進 第1節 防災協働社会の形成推進 2 県民の基本的責務</p> <p>(2) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する国民運動を展開しなければならない。</p> <p>(3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、<u>災害時要援護者</u>を助ける、<u>避難場所</u>で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市町村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。</p> <p>(追加)</p> <p>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</p>	<p>第2編 災害予防 第1章 防災協働社会の形成推進 第1節 防災協働社会の形成推進 2 県民の基本的責務</p> <p>(2) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、<u>地域での働きかけ等に努めるものとする。</u></p> <p>(3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、<u>避難行動要支援者</u>を助ける、<u>避難所</u>で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市町村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。</p> <p>3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p>(1) <u>市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。</u></p> <p><u>この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。</u></p> <p>(2) <u>市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。</u></p> <p>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</p>	<p>表記の整理</p> <p>法の改正</p> <p>法の改正</p>										

風水害等災害対策計画編

頁	現行(平成25年5月修正)	改正案	改正理由
17	<p>4 自主防災組織における措置</p> <p>(1) 平常時の活動</p> <p>オ 地域内の災害時要援護者の把握</p>	<p>4 自主防災組織における措置</p> <p>(1) 平常時の活動</p> <p>オ 地域内の要配慮者の把握</p>	<p>法の改正</p>
18	<p>6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p>(1) ボランティアの受入体制の整備</p> <p>ア 県及び市町村は、災害対策本部内にボランティアの受入れに必要な機、イス及び電話等の資機材を確保して、県は広域ボランティア支援本部、市町村は災害ボランティアセンターを設置する。</p> <p>イ 県及び市町村は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するボランティア関係団体(協力団体)にコーディネーターの派遣を要請する。</p> <p>ウ 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、全体的な情報提供や後方支援などを、市町村の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。</p> <p>エ 県及び市町村は、あらかじめ平常時において定期的に災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努める。</p> <p>オ 県及び市町村は、防災訓練等においてボランティア関係団体の協力を得て、ボランティア支援本部の立ち上げ訓練を行う。</p>	<p>6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p>(1) ボランティアの受入体制の整備</p> <p>ア 県及び市町村は、あらかじめ平常時において定期的に次の(ア)から(ウ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努める。</p> <p>(ア) 県及び市町村は、災害対策本部内にボランティアの受入れに必要な機、イス及び電話等の資機材を確保して、県は広域ボランティア支援本部、市町村は災害ボランティアセンターを設置する。</p> <p>(イ) 県及び市町村は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するボランティア関係団体(協力団体)にコーディネーターの派遣を要請する。</p> <p>(ウ) 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、全体的な情報提供や後方支援などを、市町村の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。</p> <p>イ 県及び市町村は、防災訓練等においてボランティア関係団体の協力を得て、ボランティア支援本部の立ち上げ訓練を行う。</p>	<p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由																																				
21	<p>第 2 章 水害予防対策</p> <p>基本方針</p> <p>森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から県民の生命、財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全、形成を図るため、山地治山、保安林整備、水土保全治山、水源地域整備、防災林造成及び地すべり防止等の治山対策を推進する。なお、推進を図る上で、<u>自力避難が困難な災害時要援護者の人命保護が重要である。</u></p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="197 544 1032 1125"> <tr> <td data-bbox="197 544 376 927">第 1 節 総合的治山 対策</td> <td data-bbox="376 544 546 927">中部森林管理局、県</td> <td data-bbox="546 544 1032 927">(追加) 1(1) 山地治山事業 1(2) 保安林整備事業 1(3) <u>水土保全治山事業(地域防災対策総合治山)</u> 1(4) 水源地域整備事業 1(5) 防災林造成事業 1(6) 地すべり防止事業 (追加)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 927 376 970">第 2 節</td> <td data-bbox="376 927 546 970">県、市町村</td> <td data-bbox="546 927 1032 970">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 970 376 1013">災害時要援</td> <td data-bbox="376 970 546 1013">市町村</td> <td data-bbox="546 970 1032 1013">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1013 376 1056">護者関連施</td> <td data-bbox="376 1013 546 1056">災害時要援</td> <td data-bbox="546 1013 1032 1056">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1056 376 1099">設に係る土</td> <td data-bbox="376 1056 546 1099">護者関連施</td> <td data-bbox="546 1056 1032 1099">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1099 376 1125">砂災害対策</td> <td data-bbox="376 1099 546 1125">設</td> <td data-bbox="546 1099 1032 1125">(略)</td> </tr> </table>	第 1 節 総合的治山 対策	中部森林管理局、県	(追加) 1(1) 山地治山事業 1(2) 保安林整備事業 1(3) <u>水土保全治山事業(地域防災対策総合治山)</u> 1(4) 水源地域整備事業 1(5) 防災林造成事業 1(6) 地すべり防止事業 (追加)	第 2 節	県、市町村	(略)	災害時要援	市町村	(略)	護者関連施	災害時要援	(略)	設に係る土	護者関連施	(略)	砂災害対策	設	(略)	<p>第 2 章 水害予防対策</p> <p>基本方針</p> <p>森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から県民の生命、財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全、形成を図るため、山地治山、保安林整備、水土保全治山、水源地域整備、防災林造成及び地すべり防止等の治山対策を推進する。なお、推進を図る上で、<u>避難行動要支援者の人命保護が重要である。</u></p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1064 544 1906 1125"> <tr> <td data-bbox="1064 544 1243 927">第 1 節 治山対策</td> <td data-bbox="1243 544 1413 927">中部森林管理局、県</td> <td data-bbox="1413 544 1906 927">1(1) 復旧治山事業 1(2) 予防治山事業 (削除) 1(3) 保安林整備事業 1(4) 地域防災対策総合治山事業 1(5) 水源地域整備事業 (削除) 1(6) 共生保安林整備事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1064 927 1243 970">第 2 節</td> <td data-bbox="1243 927 1413 970">県、市町村</td> <td data-bbox="1413 927 1906 970">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1064 970 1243 1013">要配慮者関</td> <td data-bbox="1243 970 1413 1013">市町村</td> <td data-bbox="1413 970 1906 1013">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1064 1013 1243 1056">連施設に係</td> <td data-bbox="1243 1013 1413 1056">要配慮者関</td> <td data-bbox="1413 1013 1906 1056">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1064 1056 1243 1099">る土砂災害</td> <td data-bbox="1243 1056 1413 1099">連施設</td> <td data-bbox="1413 1056 1906 1099">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1064 1099 1243 1125">対策</td> <td data-bbox="1243 1099 1413 1125"></td> <td data-bbox="1413 1099 1906 1125"></td> </tr> </table>	第 1 節 治山対策	中部森林管理局、県	1(1) 復旧治山事業 1(2) 予防治山事業 (削除) 1(3) 保安林整備事業 1(4) 地域防災対策総合治山事業 1(5) 水源地域整備事業 (削除) 1(6) 共生保安林整備事業	第 2 節	県、市町村	(略)	要配慮者関	市町村	(略)	連施設に係	要配慮者関	(略)	る土砂災害	連施設	(略)	対策			<p>法の改正</p> <p>表記の整理</p> <p>法の改正</p>
第 1 節 総合的治山 対策	中部森林管理局、県	(追加) 1(1) 山地治山事業 1(2) 保安林整備事業 1(3) <u>水土保全治山事業(地域防災対策総合治山)</u> 1(4) 水源地域整備事業 1(5) 防災林造成事業 1(6) 地すべり防止事業 (追加)																																					
第 2 節	県、市町村	(略)																																					
災害時要援	市町村	(略)																																					
護者関連施	災害時要援	(略)																																					
設に係る土	護者関連施	(略)																																					
砂災害対策	設	(略)																																					
第 1 節 治山対策	中部森林管理局、県	1(1) 復旧治山事業 1(2) 予防治山事業 (削除) 1(3) 保安林整備事業 1(4) 地域防災対策総合治山事業 1(5) 水源地域整備事業 (削除) 1(6) 共生保安林整備事業																																					
第 2 節	県、市町村	(略)																																					
要配慮者関	市町村	(略)																																					
連施設に係	要配慮者関	(略)																																					
る土砂災害	連施設	(略)																																					
対策																																							
22	<p>第 1 節 総合的治山対策</p> <p>1 中部森林管理局及び県(農林水産部)における措置(追加)</p>	<p>第 1 節 治山対策</p> <p>1 中部森林管理局及び県(農林水産部)における措置</p> <p>(1) <u>復旧治山事業</u> 山腹崩壊地、侵食されたり異常な堆積をしている溪流などの荒廃山地を復旧整備し、災害の防止、軽減を図る。</p> <p>(2) 予防治山事業 荒廃危険地、荒廃危険溪流の崩壊等を予防し、山地災害の防止を</p>	<p>表記の整理</p>																																				

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
22	<p><u>(1) 山地治山事業</u> <u>荒廃地の復旧整備及び荒廃危険地を整備し、山地に起因する災害の未然防止を図る。</u></p> <p><u>(2) 保安林整備事業</u> <u>地味劣悪、被災等により、機能の低下した保安林及び生活環境を保全すべき保安林を整備して、水源かん養及び土砂流出・崩壊等防災機能と保健休養機能の高度発揮を図る。</u></p> <p><u>(3) 水土保持治山事業(地域防災対策総合治山)</u> <u>荒廃地及び荒廃危険地等が存在する一定地域において山地災害を未然に防止し、生活環境基盤の整備に資するため、緊急かつ総合的に実施する事業である。</u></p> <p><u>(4) 水源地域整備事業</u> <u>ダム上流等の水資源の確保上重要な水源地域において、森林の有する水源かん養機能を高度に発揮させ、水資源の確保と国土の保全に資するため、荒廃地、荒廃移行地等の復旧整備及び荒廃森林の整備を面的、総合的に実施する事業である。</u></p> <p><u>(5) 防災林造成事業</u> <u>海岸等で飛砂、潮風、高潮、強風などによる被害を防止する。</u></p> <p><u>(6) 地すべり防止事業</u> <u>地すべりによる被害を防止、軽減するため、地すべり防止区域内の地すべりを防止する。</u></p> <p>(追加)</p> <p>第 2 節 災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策</p>	<p><u>図る。</u> (削除)</p> <p><u>(3) 保安林整備事業</u> <u>地味劣悪、被災等により、機能の低下した保安林を整備して、水源涵養及び土砂流出等の防災機能の高度発揮を図る。</u></p> <p><u>(4) 地域防災対策総合治山事業</u> <u>荒廃地及び荒廃危険地等が存在する一定地域において山地災害を未然に防止し、生活環境基盤の整備に資するため、緊急かつ総合的に事業を実施する。</u></p> <p><u>(5) 水源地域整備事業</u> <u>ダム上流等の水資源の確保上重要な水源地域において、森林の有する水源涵養機能を高度に発揮させ、水資源の確保と国土の保全に資するため、荒廃地、荒廃危険地等の復旧整備及び荒廃森林の整備を面的、総合的に実施する。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(6) 共生保安林整備事業</u> <u>市街地等の周辺に存する保安林の機能を高度に発揮させ、山地災害の防止等と併せて生活環境を保全・形成するため、森林の造成改良整備等を実施する。</u></p>	
22	<p>1 県(農林水産部、建設部、健康福祉部)及び市町村における措置</p> <p><u>(1) 県土保全事業の推進</u> <u>災害時要援護者関連施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等の県土保全事業を積極的に推進する。</u></p>	<p>第 2 節 要配慮者関連施設に係る土砂災害対策</p> <p>1 県(農林水産部、建設部、健康福祉部)及び市町村における措置</p> <p><u>(1) 県土保全事業の推進</u> <u>要配慮者関連施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等の県土保全事業を積極的に推進する。</u></p>	法の改正

風水害等災害対策計画編

頁	現行(平成25年5月修正)	改正案	改正理由																		
23	<p>(2) 施設管理者等に対する情報の提供 山地災害危険地区など土砂災害の危険箇所等に所在する災害時要援護者関連施設の調査結果に基づき、山地災害危険地区など土砂災害の危険区域に所在する施設の管理者、防災責任者に対し、市町村と協力してその旨を周知する。 附属資料第1「土砂・山地災害区域内の災害時要援護者関連施設」</p> <p>3 災害時要援護者関連施設における措置 附属資料第1「土砂・山地災害区域内の災害時要援護者関連施設」</p> <p>第3節 砂防対策 1 中部地方整備局、県(建設部)及び市町村における措置 (2) 急傾斜地崩壊対策事業 集中豪雨等によるがけ崩れ災害に対処するため、がけの高さ5m以上、勾配30度以上、人家5戸以上の箇所で、その土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当と認められるものについて、「急傾斜地崩壊危険区域」に指定して、危険度の高い急傾斜地の崩壊を防止する法面改良、土留施設又は排水施設の整備を実施する。</p>	<p>(2) 施設管理者等に対する情報の提供 山地災害危険地区など土砂災害の危険箇所等に所在する要配慮者関連施設の調査結果に基づき、山地災害危険地区など土砂災害の危険区域に所在する施設の管理者、防災責任者に対し、市町村と協力してその旨を周知する。 附属資料第1「土砂・山地災害区域内の要配慮者関連施設」</p> <p>3 要配慮者関連施設における措置 附属資料第1「土砂・山地災害区域内の要配慮者関連施設」</p> <p>第3節 砂防対策 1 中部地方整備局、県(建設部)及び市町村における措置 (2) 急傾斜地崩壊対策事業 集中豪雨等によるがけ崩れ災害に対処するため、がけの高さ5m以上、勾配30度以上、人家5戸以上又は避難場所等に被害のおそれがある箇所で、その土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当と認められるものについて、「急傾斜地崩壊危険区域」に指定して、危険度の高い急傾斜地の崩壊を防止する法面改良、土留施設又は排水施設の整備を実施する。</p>	採択基準の変更																		
24	<p>2 関連調整事項 附属資料第1「土砂・山地災害区域内の災害時要援護者関連施設」</p> <p>第6節 農地防災対策 2 関連調整事項</p>	<p>2 関連調整事項 附属資料第1「土砂・山地災害区域内の要配慮者関連施設」</p> <p>第6節 農地防災対策 2 関連調整事項</p>																			
26	<p>(1) 老朽ため池の危険箇所を十分把握し、それをもとに改修工事等を実施するよう考慮する。 (追加)</p>	<p>(1) 老朽ため池の危険箇所を十分把握し、それをもとに改修工事等を実施するよう考慮する。 <u>また、決壊した場合、人家や公共施設などに甚大な被害が及ぶ恐れのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。</u></p>	対策の整理																		
27	<p>第3章 事故・火災等予防対策 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="197 1310 1032 1425"> <tr> <td data-bbox="197 1310 353 1351">第2節</td> <td data-bbox="353 1310 524 1351">中部国際空</td> <td data-bbox="524 1310 1032 1351">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1351 353 1393">航空災害対</td> <td data-bbox="353 1351 524 1393">港株式会社</td> <td data-bbox="524 1351 1032 1393"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1393 353 1425">策</td> <td data-bbox="353 1393 524 1425">県(名古屋)</td> <td data-bbox="524 1393 1032 1425">2(1) (略)</td> </tr> </table>	第2節	中部国際空	(略)	航空災害対	港株式会社		策	県(名古屋)	2(1) (略)	<p>第3章 事故・火災等予防対策 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1064 1310 1899 1425"> <tr> <td data-bbox="1064 1310 1220 1351">第2節</td> <td data-bbox="1220 1310 1391 1351">中部国際空</td> <td data-bbox="1391 1310 1899 1351">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1064 1351 1220 1393">航空災害対</td> <td data-bbox="1220 1351 1391 1393">港株式会社</td> <td data-bbox="1391 1351 1899 1393"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1064 1393 1220 1425">策</td> <td data-bbox="1220 1393 1391 1425">県(名古屋)</td> <td data-bbox="1391 1393 1899 1425">2(1) (略)</td> </tr> </table>	第2節	中部国際空	(略)	航空災害対	港株式会社		策	県(名古屋)	2(1) (略)	表記の整理
第2節	中部国際空	(略)																			
航空災害対	港株式会社																				
策	県(名古屋)	2(1) (略)																			
第2節	中部国際空	(略)																			
航空災害対	港株式会社																				
策	県(名古屋)	2(1) (略)																			

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）		改正案		改正理由
	空港事務所)	2(2) 消防活動の用に供する施設等の整備及び地元3市・広域事務組合との連携による消火救難訓練の実施 2(3) (略)	空港事務所)	2(2) 消防活動の用に供する施設等の整備及び地元消防機関との連携による消火救難訓練の実施 2(3) (略)	
	<p>第2節 航空災害対策</p> <p>2 県(名古屋空港事務所)における措置</p> <p>32 (2) 消防活動の用に供する施設等の整備及び地元3市・広域事務組合との連携による消火救難訓練の実施</p> <p>「愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定」に基づき、消防活動の用に供する施設等の整備に努めるとともに、地元3市及び西春日井広域事務組合と連携し、定期的に消火救難訓練を実施する。</p>		<p>第2節 航空災害対策</p> <p>2 県(名古屋空港事務所)における措置</p> <p>(2) 消防活動の用に供する施設等の整備及び地元消防機関との連携による消火救難訓練の実施</p> <p>「愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定」に基づき、消防活動の用に供する施設等の整備に努めるとともに、地元3市(名古屋市、春日井市、小牧市)及び西春日井広域事務組合と連携し、定期的に消火救難訓練を実施する。</p>		表記の整理
	<p>第9節 地下街等の保安対策</p> <p>38 1 地下街等の所有者・管理者・占有者、ガス事業者、中部近畿産業保安監督部、県(建設部)、県警察及び市町村における措置</p>		<p>第9節 地下街等の保安対策</p> <p>1 地下街等の所有者・管理者・占有者、ガス事業者、中部近畿産業保安監督部、県(防災局、建設部)、県警察及び市町村における措置</p>		主体の明確化
	<p>第4章 建築物等の安全化</p> <p>第1節 交通・ライフライン関係施設対策</p> <p>41 4 空港</p> <p>大阪航空局中部空港事務所、県(名古屋空港事務所)及び中部国際空港株式会社は、航空機事故等による災害を防止するため、<u>空港保安施設</u>の整備を推進する。</p>		<p>第4章 建築物等の安全化</p> <p>第1節 交通・ライフライン関係施設対策</p> <p>4 空港</p> <p>大阪航空局中部空港事務所、県(名古屋空港事務所)及び中部国際空港株式会社は、航空機事故等による災害を防止するため、<u>航空保安施設等</u>の整備を推進する。</p>		対策の整理
	<p>10 下水道</p> <p>44 (3) 自家発電設備等の整備</p> <p>常用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。</p>		<p>10 下水道</p> <p>(3) 自家発電設備等の整備</p> <p>商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。</p>		表記の整理
	<p>第5章 都市の防災性の向上</p> <p>第2節 防災上重要な都市施設の整備</p> <p>県(建設部)、市町村における措置</p> <p>48 (2) 都市における公園等の整備</p>		<p>第5章 都市の防災性の向上</p> <p>第2節 防災上重要な都市施設の整備</p> <p>県(建設部)、市町村における措置</p> <p>(2) 都市における公園等の整備</p>		表記の整理

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
	<p>(略)</p> <p>都市公園は、過去の例が示すように震災時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。</p> <p><u>今後は、震災時の避難場所、避難路、防災活動拠点として機能するよう、愛・地球博記念公園を初め、県内の都市公園（防災公園）の整備を積極的に推進していく。</u></p>	<p>(略)</p> <p>都市公園は、過去の例が示すように災害時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。</p> <p>(削除)</p>	
50	<p>第 6 節 地下空間の浸水対策</p> <p>3 地下空間の管理者及び市町村における措置</p> <p>(1) 避難体制の確立</p> <p>地下空間の管理者は、<u>円滑な避難誘導ができるよう避難誘導の計画等の整備に努める。</u></p>	<p>第 6 節 地下空間の浸水対策</p> <p>3 地下空間の管理者及び市町村における措置</p> <p>(1) 避難体制の確立</p> <p>地下空間の管理者は、<u>利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、訓練を行うとともに、自衛水防組織を置かなければならない。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>法の改正</p>
51	<p>4 県(建設部)及び市町村における措置</p> <p>(1) 浸水防止施設設置の促進</p> <p>県、市町村は、地下空間の浸水防止施設の設置を推進するため、施設等の具体的事例等、必要な情報を地下空間の浸水防止施設の設置する民間事業者等に提供する。</p> <p>(2) 浸水対策事業の集中的実施</p> <p>県、市町村は、地下空間利用が高度に発展し、災害が発生するおそれのある地区においては、雨水対策下水道事業及び河川事業を連携して重点的な対策に努める。</p>	<p>4 県(建設部)及び市町村における措置</p> <p>(1) 浸水防止施設設置の促進</p> <p>県及び市町村は、地下空間の浸水防止施設の設置を推進するため、施設等の具体的事例等、必要な情報を地下空間の浸水防止施設の設置する民間事業者等に提供する。</p> <p>(2) 浸水対策事業の集中的実施</p> <p>県及び市町村は、地下空間利用が高度に発展し、災害が発生するおそれのある地区においては、雨水対策下水道事業及び河川事業と連携して重点的な対策に努める。</p>	<p>表記の整理</p>
55	<p>第 7 章 地盤災害の予防</p> <p>第 3 節 土砂災害の防止</p> <p>中部地方整備局及び県(建設部、農林水産部)における措置</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備</p> <p>【災害危険区域】</p> <p>建築基準法第 39 条の規定に基づき、急傾斜地の崩壊による危険の著しい地区を「災害危険区域」として<u>随時</u>指定し、建築物の防災対</p>	<p>第 7 章 地盤災害の予防</p> <p>第 3 節 土砂災害の防止</p> <p>中部地方整備局及び県(建設部、農林水産部)における措置</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備</p> <p>【災害危険区域】</p> <p>建築基準法第 39 条の規定に基づき、急傾斜地の崩壊による危険の著しい地区を「災害危険区域」として指定し、建築物の防災対策を</p>	<p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
57	<p>策を推進する。</p> <p>【山地災害危険地区】 山崩れ、地すべり又はこれらによって発生した崩壊土砂により、人家・公共施設等に被害を与えるおそれのある山地災害危険地区について調査点検し、保安林又は保安施設地区に指定して、治山事業を積極的に推進する。</p> <p>第 5 節 被災宅地危険度判定の体制整備 県(建設部)及び市町村における措置 (1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録 県は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された被災宅地危険度判定推進部会により、市町村と協力して土木・建築技術者等を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めるものとする。</p>	<p>推進する。</p> <p>【山地災害危険地区】 山崩れ、地すべり又はこれらによって発生した崩壊土砂により、人家・公共施設等に被害を与えるおそれのある山地災害危険地区について災害を未然に防止するため、必要な対策を講じる。</p> <p>第 5 節 被災宅地危険度判定の体制整備 県(建設部)及び市町村における措置 (1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録 県は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された震後対策部会被災宅地危険度判定分科会により、市町村と協力して土木・建築技術者等を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めるものとする。</p>	名称変更
61	<p>第 8 章 防災施設等の整備 防災施設・設備及び災害用資機材の整備 9 その他施設・設備等 災害のため被災した道路河川等の損壊の復旧等に必要なブルドーザー、ダンプカー、トラック等の土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、道路が冠水して、一般的な車輜では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車輜の導入や舟艇を配備する。</p>	<p>第 8 章 防災施設等の整備 防災施設・設備及び災害用資機材の整備 9 その他施設・設備等 災害のため被災した道路河川等の損壊の復旧等に必要な土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、道路が冠水して、一般的な車輜では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車輜の導入や舟艇を配備する。</p>	表記の整理
62	<p>第 9 章 避難者・災害時要援護者対策 基本方針 市町村長等は、あらかじめ避難場所や避難所の選定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、県民の安全の確保に努めるものとする。</p> <p>県、市町村及び災害時要援護者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」(平成6 年愛知県条例第33 号)の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、災害時要援護者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活</p>	<p>第 9 章 避難者・要配慮者対策 基本方針 市町村長等は、あらかじめ指定緊急避難場所や指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、県民の安全の確保に努めるものとする。</p> <p>県、市町村及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」(平成6 年愛知県条例第33 号)の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努め</p>	法の改正

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由												
62	<p>動などに努める。</p> <p>市町村にあつては、<u>災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、災害時要援護者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、災害時要援護者の避難対策に関する検討会（内閣府・消防庁・厚生労働省・国土交通省）作成の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、県が作成している「市町村災害時要援護者支援体制マニュアル」を活用するものとする。</u></p> <p>主な機関の措置</p>	<p>る。</p> <p>市町村にあつては、<u>避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村災害時要援護者支援体制マニュアル」などを活用するものとする。</u></p> <p>主な機関の措置</p>													
63	<table border="1" data-bbox="197 699 1032 1077"> <tr> <td data-bbox="197 699 376 810">第 2 節 避難所の整備</td> <td data-bbox="376 699 562 810">市町村</td> <td data-bbox="562 699 1032 810">(1) 避難所等収容施設の整備 (2) 避難所の指定 (3)、(4)（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 810 376 1077">第 6 節 災害時要援護者の安全対策</td> <td data-bbox="376 810 562 1077">県、市町村、社会福祉施設等管理者</td> <td data-bbox="562 810 1032 1077">(1)（略） (2) 在宅者対策（追加） (3)、(4)（略） (5) 洪水時に災害時要援護者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達</td> </tr> </table> <p>第 1 節 避難場所の確保 市町村における措置 (追加)</p> <p>(1) 広域避難場所の選定 (略)</p> <p>第 2 節 避難所の整備</p>	第 2 節 避難所の整備	市町村	(1) 避難所等収容施設の整備 (2) 避難所の指定 (3)、(4)（略）	第 6 節 災害時要援護者の安全対策	県、市町村、社会福祉施設等管理者	(1)（略） (2) 在宅者対策（追加） (3)、(4)（略） (5) 洪水時に災害時要援護者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達	<table border="1" data-bbox="1064 699 1899 1077"> <tr> <td data-bbox="1064 699 1243 810">第 2 節 避難所の整備</td> <td data-bbox="1243 699 1429 810">市町村</td> <td data-bbox="1429 699 1899 810">(1) 避難所等の整備 (2) 指定避難所の指定 (3)、(4)（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1064 810 1243 1077">第 6 節 要配慮者の安全対策</td> <td data-bbox="1243 810 1429 1077">県、市町村、社会福祉施設等管理者</td> <td data-bbox="1429 810 1899 1077">(1)（略） (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4)、(5)（略） (6) 洪水時に要配慮者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達</td> </tr> </table> <p>第 1 節 避難場所の確保 市町村における措置</p> <p><u>災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。</u></p> <p>(1) 広域避難場所の選定 (略)</p> <p>第 2 節 避難所の整備</p>	第 2 節 避難所の整備	市町村	(1) 避難所等の整備 (2) 指定避難所の指定 (3)、(4)（略）	第 6 節 要配慮者の安全対策	県、市町村、社会福祉施設等管理者	(1)（略） (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4)、(5)（略） (6) 洪水時に要配慮者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達	法の改正
第 2 節 避難所の整備	市町村	(1) 避難所等収容施設の整備 (2) 避難所の指定 (3)、(4)（略）													
第 6 節 災害時要援護者の安全対策	県、市町村、社会福祉施設等管理者	(1)（略） (2) 在宅者対策（追加） (3)、(4)（略） (5) 洪水時に災害時要援護者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達													
第 2 節 避難所の整備	市町村	(1) 避難所等の整備 (2) 指定避難所の指定 (3)、(4)（略）													
第 6 節 要配慮者の安全対策	県、市町村、社会福祉施設等管理者	(1)（略） (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4)、(5)（略） (6) 洪水時に要配慮者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達													
			法の改正												

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
63	<p>市町村における措置</p> <p>(1) 避難所等収容施設の整備</p> <p>市町村は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等収容施設の整備を図る。</p>	<p>市町村における措置</p> <p>(1) 避難所等の整備</p> <p>市町村は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。</p>	法の改正
64	<p>(2) 避難所の指定</p> <p>ア 市町村は、住民に身近な施設を避難所に指定するものとする。指定に際しては、二次災害などのおそれがないこと、立地条件や建物の構造等を考慮し、安全性が十分確保されていること、主要道路等との緊急搬出入用災害アクセスが確保されていること、環境衛生上問題のないことなどを検討しておくものとする。</p> <p>イ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、災害時要援護者等に対応できるスペースを確保するものとする。</p> <p>＜一人当たりの必要占有面積＞ （表：略）</p> <p>介護が必要な災害時要援護者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。</p> <p>また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</p> <p>ウ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要援護高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。</p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所にテント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど災害時要援護者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>(4) 避難所の運営体制の整備</p> <p>市町村は、県が平成9 年度に作成した「愛知県避難所運営マニュアル」などを活用し、各地域の実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとする。</p>	<p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>ア 市町村は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。</p> <p>イ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。</p> <p>＜一人当たりの必要占有面積＞ （表：略）</p> <p>介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。</p> <p>また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</p> <p>ウ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。</p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>(4) 避難所の運営体制の整備</p> <p>市町村は、県が平成9 年度に作成した「愛知県避難所運営マニュアル」などを活用し、各地域の実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとする。</p>	<p>法の改正</p> <p>法の改正</p> <p>対策の整備、法の改正</p> <p>対策の整理</p>

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
66	<p>(追加)</p> <p>第 6 節 災害時要援護者の安全対策 県（健康福祉部、地域振興部、防災局）市町村及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(1) 社会福祉施設等における対策 ウ 防災教育・防災訓練の実施 市町村及び施設等管理者は、<u>災害時要援護者が自らの対応能力を高めるため、個々の災害時要援護者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。</u></p> <p>(2) 在宅者対策 ア <u>災害時要援護者等の状況把握</u> <u>市町村は、災害の発生に備え、災害時要援護者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、災害時要援護者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。</u> <u>また、あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者などと連携して、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。</u> イ 緊急警報システム等の整備 市町村は、<u>災害時要援護者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。</u> ウ 応援協力体制の整備 市町村は、<u>被災時の災害時要援護者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。</u> エ 防災教育・防災訓練の実施 市町村は、<u>災害時要援護者が自らの対応能力を高めるため、個々の災害時要援護者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。</u></p>	<p>なお、<u>避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。</u></p> <p>第 6 節 要配慮者の安全対策 県（健康福祉部、地域振興部、防災局）市町村及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(1) 社会福祉施設等における対策 ウ 防災教育・防災訓練の実施 市町村及び施設等管理者は、<u>要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。</u></p> <p>(2) 在宅の<u>要配慮者対策</u> (削除)</p> <p>ア 緊急警報システム等の整備 市町村は、<u>要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。</u></p> <p>イ 応援協力体制の整備 市町村は、<u>被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。</u></p> <p>ウ 防災教育・防災訓練の実施 市町村は、<u>要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。</u></p>	<p>法の改正</p> <p>法の改正</p>
67	<p>イ 緊急警報システム等の整備 市町村は、<u>災害時要援護者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。</u></p> <p>ウ 応援協力体制の整備 市町村は、<u>被災時の災害時要援護者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。</u></p> <p>エ 防災教育・防災訓練の実施 市町村は、<u>災害時要援護者が自らの対応能力を高めるため、個々の災害時要援護者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。</u></p>	<p>ア 緊急警報システム等の整備 市町村は、<u>要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。</u></p> <p>イ 応援協力体制の整備 市町村は、<u>被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。</u></p> <p>ウ 防災教育・防災訓練の実施 市町村は、<u>要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。</u></p>	

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
67	(追加)	<p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>ア 市町村は、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市町村地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。</p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等</p> <p>(ア) 要配慮者の把握</p> <p>市町村は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者等の情報を把握するものとする。</p> <p>(イ) 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>市町村は、要配慮者のなかから、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市町村内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成すること。その際、設定した要件からあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できることとする。</p> <p>(ウ) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有</p> <p>名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要な情報を適宜更新し、関係者間で共有すること。</p> <p>(エ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供</p> <p>市町村は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他、避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を市町村地域防災計画であらかじめ定めておく。</p>	法の改正

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
	<p>(3) 外国人等に対する対策 県、市町村及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。 イ 地域全体で災害時要援護者への支援システムや救助体制の整備に努めるものとする。</p> <p>ウ 多言語による防災知識の普及活動を推進する。</p>	<p>併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市町村地域防災計画であらかじめ定めることとする。</p> <p>また、市町村は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけにより、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて説明し、意思確認を行う。</p> <p>(4) 外国人等に対する対策 県、市町村及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人<u>県民</u>や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。 イ <u>外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>ウ <u>多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。</u></p>	<p>表記の整理</p>
67	<p>(4) 浸水想定区域内の施設等の公表 市町村は、浸水想定区域内に主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について市町村地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。</p> <p>(5) 洪水時に災害時要援護者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達市町村は、市町村地域防災計画において、浸水想定区域内の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。</p>	<p>(5) 浸水想定区域内の施設等の公表 市町村は、浸水想定区域内に主として高齢者等の<u>要配慮者</u>が利用する施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について市町村地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。</p> <p>(6) 洪水時に<u>要配慮者</u>が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達市町村は、市町村地域防災計画において、浸水想定区域内の<u>要配慮者</u>が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。</p>	<p>法の改正</p> <p>法の改正</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由																								
68	<p>第 1 0 章 広域応援体制の整備 主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="197 276 376 432">第 2 節 広域応援体制の整備</td> <td data-bbox="376 276 584 432">県、市町村</td> <td data-bbox="584 276 1034 432">1(1)、(2) (略) 1(3) 相互応援協定の締結 1(4) (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="376 395 584 432">防災関係機関</td> <td data-bbox="584 395 1034 432">2 要請手続等の整備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 432 376 588">第 3 節 救援隊等による協力体制の整備</td> <td data-bbox="376 432 584 588">県、市町村</td> <td data-bbox="584 432 1034 588">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="376 552 584 588">県警察</td> <td data-bbox="584 552 1034 588">2 広域緊急援助隊等</td> </tr> </table>	第 2 節 広域応援体制の整備	県、市町村	1(1)、(2) (略) 1(3) 相互応援協定の締結 1(4) (略)		防災関係機関	2 要請手続等の整備	第 3 節 救援隊等による協力体制の整備	県、市町村	(略)		県警察	2 広域緊急援助隊等	<p>第 1 0 章 広域応援体制の整備 主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1066 276 1245 432">第 2 節 広域応援体制の整備</td> <td data-bbox="1245 276 1453 432">県、市町村</td> <td data-bbox="1453 276 1904 432">1(1)、(2) (略) 1(3) 応援協定の締結等 1(4) (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1245 395 1453 432">防災関係機関</td> <td data-bbox="1453 395 1904 432">2 応援協定の締結等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 432 1245 588">第 3 節 救援隊等による協力体制の整備</td> <td data-bbox="1245 432 1453 588">県、市町村</td> <td data-bbox="1453 432 1904 588">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1245 552 1453 588">県警察</td> <td data-bbox="1453 552 1904 588">2 警察災害派遣隊等</td> </tr> </table>	第 2 節 広域応援体制の整備	県、市町村	1(1)、(2) (略) 1(3) 応援協定の締結等 1(4) (略)		防災関係機関	2 応援協定の締結等	第 3 節 救援隊等による協力体制の整備	県、市町村	(略)		県警察	2 警察災害派遣隊等	<p>対策の整理</p> <p>組織改正</p>
第 2 節 広域応援体制の整備	県、市町村	1(1)、(2) (略) 1(3) 相互応援協定の締結 1(4) (略)																									
	防災関係機関	2 要請手続等の整備																									
第 3 節 救援隊等による協力体制の整備	県、市町村	(略)																									
	県警察	2 広域緊急援助隊等																									
第 2 節 広域応援体制の整備	県、市町村	1(1)、(2) (略) 1(3) 応援協定の締結等 1(4) (略)																									
	防災関係機関	2 応援協定の締結等																									
第 3 節 救援隊等による協力体制の整備	県、市町村	(略)																									
	県警察	2 警察災害派遣隊等																									
69	<p>第 2 節 広域応援体制の整備 1 県（防災局）及び市町村における措置 (3) 相互応援協定の締結 市町村は、当該市町村の地域にかかる災害について適切な応援措置を実施するため災害対策基本法第67条の規定により、他の市町村との間で災害に関し、物資等の提供、あっせん及び人員の派遣などについて応援協定を締結するよう努める。</p> <p>2 防災関係機関における措置 防災関係機関相互における応援要請又は応急措置の要請については、あらかじめ手続等を定めておく。</p>	<p>第 2 節 広域応援体制の整備 1 県（防災局、各部局）及び市町村における措置 (3) 応援協定の締結等 県及び市町村は、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第8条、第49条の2及び同条の3の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。</p> <p>2 防災関係機関における措置 防災関係機関は災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第49条の2及び同条の3の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。</p>	<p>対策の整理</p>																								
70	<p>第 3 節 救援隊等による協力体制の整備 2 県警察に置ける措置 (1) 県警察は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に都道府県警察の相互支援を行う広域緊急援助隊等の災害警備能力の向上に努めるものとする。 (2) 県警察は、警察法第60条の規定に基づき広域緊急援助隊等の応援を受けた場合、部隊活動が迅速、的確に実施できるように努めるものとする。</p>	<p>第 3 節 救援隊等による協力体制の整備 2 県警察に置ける措置 (1) 県警察は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に都道府県警察の相互支援を行う警察災害派遣隊等の災害警備能力の向上に努めるものとする。 (2) 県警察は、警察法第60条の規定に基づき警察災害派遣隊等の応援を受けた場合、部隊活動が迅速、的確に実施できるように努めるものとする。</p>	<p>組織改正</p>																								

風水害等災害対策計画編

頁	現行(平成25年5月修正)	改正案	改正理由
71	<p>第11章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>基本方針</p> <p>防災訓練、教育等の実施にあたっては、<u>災害時要援護者</u>に十分配慮し、地域において<u>災害時要援護者</u>を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>(追加)</p> <p>第1節 防災訓練の実施</p> <p>1 県(防災局、各部局)及び市町村等における措置</p> <p>県は、国や市町村等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び<u>災害時要援護者</u>を含めた住民等の協力、連携のもとに大規模災害に備えて防災訓練を実施する。</p>	<p>第11章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>基本方針</p> <p>防災訓練、教育等の実施にあたっては、<u>要配慮者</u>に十分配慮し、地域において<u>要配慮者</u>を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p><u>様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。</u></p> <p>第1節 防災訓練の実施</p> <p>1 県(防災局、各部局)及び市町村等における措置</p> <p>県は、国や市町村等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び<u>要配慮者</u>を含めた住民等の協力、連携のもとに大規模災害に備えて防災訓練を実施する。</p>	<p>法の改正</p> <p>対策の整備</p> <p>法の改正</p>
77	<p>第13章 災害救助基金の管理</p> <p>災害救助基金の管理</p> <p>2 基金の積立額</p> <p>(1) 県は、<u>災害救助法第37条</u>の規定により、同法による応急救助の実施に要する経費に充当するため災害救助基金を積み立てておくものとする。</p> <p>(2) 各年度における災害救助基金の法定最少限額は、前年度の前3年間における地方税法に定める普通税収入決算額の年平均額の5/1000とし、<u>これにより算定した額が500万円に満たないときは、当該年度における災害救助基金の最少額は500万円とする。</u></p>	<p>第13章 災害救助基金の管理</p> <p>災害救助基金の管理</p> <p>2 基金の積立額</p> <p>(1) 県は、<u>災害救助法第22条</u>の規定により、同法による応急救助の実施に要する経費に充当するため災害救助基金を積み立てておくものとする。</p> <p>(2) 各年度における災害救助基金の法定最少限額は、前年度の前3年間における地方税法に定める普通税収入決算額の年平均額の5/1000とする。</p>	<p>法の改正</p>
79	<p>第3編 災害応急対策</p> <p>第1章 活動態勢(組織の動員配備)</p> <p>基本方針</p> <p>(追加)</p>	<p>第3編 災害応急対策</p> <p>第1章 活動態勢(組織の動員配備)</p> <p>基本方針</p> <p><u>要員(資機材も含む。)の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。</u></p>	<p>対策の整備</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行(平成25年5月修正)		改正案		改正理由													
80	第1節 災害対策本部の設置・運営 1 県(防災局)における措置 (1) 県災害対策本部の設置 ア 設置・廃止基準		第1節 災害対策本部の設置・運営 1 県(防災局)における措置 (1) 県災害対策本部の設置 ア 設置・廃止基準		対策の整理													
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 352 360 392">設置区分</th> <th data-bbox="360 352 1048 392">設置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 392 360 890"> 気象予警報等による場合 </td> <td data-bbox="360 392 1048 890"> ・県下に震度5弱以上の地震が発生したとき。 ・次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 (大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、暴風雪警報、木曾川中流はん濫警戒情報、木曾川下流はん濫警戒情報、長良川下流はん濫警戒情報、庄内川及び矢田川はん濫警戒情報、矢作川はん濫警戒情報、豊川及び豊川放水路はん濫警戒情報、新川はん濫警戒情報、日光川はん濫警戒情報、天白川はん濫警戒情報、境川・逢妻川はん濫警戒情報、愛知県外海又は伊勢・三河湾への津波警報若しくは大津波警報) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 890 360 1007"> 知事が必要と認めた場合 </td> <td data-bbox="360 890 1048 1007">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 1007 360 1201"> 知事が必要と認め現地災害対策本部を設置する場合 </td> <td data-bbox="360 1007 1048 1201">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	設置区分	設置基準	気象予警報等による場合	・県下に震度5弱以上の地震が発生したとき。 ・次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 (大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、暴風雪警報、木曾川中流はん濫警戒情報、木曾川下流はん濫警戒情報、長良川下流はん濫警戒情報、庄内川及び矢田川はん濫警戒情報、矢作川はん濫警戒情報、豊川及び豊川放水路はん濫警戒情報、新川はん濫警戒情報、日光川はん濫警戒情報、天白川はん濫警戒情報、境川・逢妻川はん濫警戒情報、愛知県外海又は伊勢・三河湾への津波警報若しくは大津波警報)		知事が必要と認めた場合	(略)	知事が必要と認め現地災害対策本部を設置する場合	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1048 352 1227 392">設置区分</th> <th data-bbox="1227 352 1915 392">設置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1048 392 1227 890"> 気象予警報等による場合 </td> <td data-bbox="1227 392 1915 890"> ・県下に震度5弱以上の地震が発生したとき。 ・次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 (大雨特別警報、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、暴風雪警報、木曾川中流はん濫警戒情報、木曾川下流はん濫警戒情報、長良川下流はん濫警戒情報、庄内川及び矢田川はん濫警戒情報、矢作川はん濫警戒情報、豊川及び豊川放水路はん濫警戒情報、新川はん濫警戒情報、日光川はん濫警戒情報、天白川はん濫警戒情報、境川・逢妻川はん濫警戒情報、愛知県外海又は伊勢・三河湾への津波警報若しくは大津波警報) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1048 890 1227 1007"> 知事が必要と認めた場合 </td> <td data-bbox="1227 890 1915 1007">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1048 1007 1227 1201"> 知事が必要と認め現地災害対策本部を設置する場合 </td> <td data-bbox="1227 1007 1915 1201">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	設置区分	設置基準	気象予警報等による場合	・県下に震度5弱以上の地震が発生したとき。 ・次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 (大雨特別警報、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、暴風雪警報、木曾川中流はん濫警戒情報、木曾川下流はん濫警戒情報、長良川下流はん濫警戒情報、庄内川及び矢田川はん濫警戒情報、矢作川はん濫警戒情報、豊川及び豊川放水路はん濫警戒情報、新川はん濫警戒情報、日光川はん濫警戒情報、天白川はん濫警戒情報、境川・逢妻川はん濫警戒情報、愛知県外海又は伊勢・三河湾への津波警報若しくは大津波警報)	知事が必要と認めた場合	(略)	知事が必要と認め現地災害対策本部を設置する場合	(略)
設置区分	設置基準																	
気象予警報等による場合	・県下に震度5弱以上の地震が発生したとき。 ・次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 (大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、暴風雪警報、木曾川中流はん濫警戒情報、木曾川下流はん濫警戒情報、長良川下流はん濫警戒情報、庄内川及び矢田川はん濫警戒情報、矢作川はん濫警戒情報、豊川及び豊川放水路はん濫警戒情報、新川はん濫警戒情報、日光川はん濫警戒情報、天白川はん濫警戒情報、境川・逢妻川はん濫警戒情報、愛知県外海又は伊勢・三河湾への津波警報若しくは大津波警報)																	
知事が必要と認めた場合	(略)																	
知事が必要と認め現地災害対策本部を設置する場合	(略)																	
設置区分	設置基準																	
気象予警報等による場合	・県下に震度5弱以上の地震が発生したとき。 ・次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 (大雨特別警報、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、暴風雪警報、木曾川中流はん濫警戒情報、木曾川下流はん濫警戒情報、長良川下流はん濫警戒情報、庄内川及び矢田川はん濫警戒情報、矢作川はん濫警戒情報、豊川及び豊川放水路はん濫警戒情報、新川はん濫警戒情報、日光川はん濫警戒情報、天白川はん濫警戒情報、境川・逢妻川はん濫警戒情報、愛知県外海又は伊勢・三河湾への津波警報若しくは大津波警報)																	
知事が必要と認めた場合	(略)																	
知事が必要と認め現地災害対策本部を設置する場合	(略)																	
84	第2章 通信の運用 主な機関の措置 第3節 通信施設の 通信施設の 応急措置		第2章 通信の運用 主な機関の措置 第3節 通信施設の 通信施設の 応急措置															
	西日本電信電話株式会社、 株式会社エヌ・ティ・ティ・ ドコモ、KDDI株式会社	(略)		西日本電信電話株式会社、 株式会社NTTドコモ、K DDI株式会社	(略)													

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由																																								
88	第 3 節 通信施設の応急措置 2 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及び K D D I 株式会社における措置	第 3 節 通信施設の応急措置 2 株式会社 N T T ドコモ及び K D D I 株式会社における措置	商号の変更																																								
90	第 3 章 情報の収集・伝達・広報 主な機関の応急活動 <table border="1" data-bbox="197 467 1032 507"> <tr> <td>気象台</td> <td>警報の発表・伝達</td> <td>→</td> </tr> </table>	気象台	警報の発表・伝達	→	第 3 章 情報の収集・伝達・広報 主な機関の応急活動 <table border="1" data-bbox="1064 467 1899 507"> <tr> <td>気象台</td> <td>特別警報・警報の発表・伝達</td> <td>→</td> </tr> </table>	気象台	特別警報・警報の発表・伝達	→																																			
気象台	警報の発表・伝達	→																																									
気象台	特別警報・警報の発表・伝達	→																																									
91	主な機関の措置 <table border="1" data-bbox="197 584 1032 1173"> <tr> <td rowspan="6">第 1 節 気象警報等 の伝達</td> <td>名古屋地方気象台</td> <td>1 気象業務法に基づく警報の発表・伝達</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会 名古屋放送局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他防災関係機関</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第 2 節 被害状況等 の収集・伝達</td> <td>異常現象の発見者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2(1)～2(5) (略) (追加)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第 1 節 気象警報等 の伝達	名古屋地方気象台	1 気象業務法に基づく警報の発表・伝達	県	(略)	西日本電信電話株式会社	(略)	日本放送協会 名古屋放送局	(略)	市町村	(略)	その他防災関係機関	(略)	第 2 節 被害状況等 の収集・伝達	異常現象の発見者	(略)	市町村	2(1)～2(5) (略) (追加)	県	(略)	主な機関の措置 <table border="1" data-bbox="1064 584 1899 1173"> <tr> <td rowspan="6">第 1 節 気象警報等 の伝達</td> <td>名古屋地方気象台</td> <td>1 気象業務法に基づく特別警報・警報の発表・伝達</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会 名古屋放送局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他防災関係機関</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第 2 節 被害状況等 の収集・伝達</td> <td>異常現象の発見者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2(1)～2(5) (略) 2(6) 被災者台帳の作成</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第 1 節 気象警報等 の伝達	名古屋地方気象台	1 気象業務法に基づく特別警報・警報の発表・伝達	県	(略)	西日本電信電話株式会社	(略)	日本放送協会 名古屋放送局	(略)	市町村	(略)	その他防災関係機関	(略)	第 2 節 被害状況等 の収集・伝達	異常現象の発見者	(略)	市町村	2(1)～2(5) (略) 2(6) 被災者台帳の作成	県	(略)	法の改正 法の改正
第 1 節 気象警報等 の伝達	名古屋地方気象台		1 気象業務法に基づく警報の発表・伝達																																								
	県		(略)																																								
	西日本電信電話株式会社		(略)																																								
	日本放送協会 名古屋放送局		(略)																																								
	市町村		(略)																																								
	その他防災関係機関	(略)																																									
第 2 節 被害状況等 の収集・伝達	異常現象の発見者	(略)																																									
	市町村	2(1)～2(5) (略) (追加)																																									
	県	(略)																																									
第 1 節 気象警報等 の伝達	名古屋地方気象台	1 気象業務法に基づく特別警報・警報の発表・伝達																																									
	県	(略)																																									
	西日本電信電話株式会社	(略)																																									
	日本放送協会 名古屋放送局	(略)																																									
	市町村	(略)																																									
	その他防災関係機関	(略)																																									
第 2 節 被害状況等 の収集・伝達	異常現象の発見者	(略)																																									
	市町村	2(1)～2(5) (略) 2(6) 被災者台帳の作成																																									
	県	(略)																																									
	第 1 節 気象警報等の伝達 1 名古屋地方気象台における措置 名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく警報（ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。）を発表・切り替え・解除した場合は、県・第四管区海上保安本部・NTT マーケティングアクト大阪104 センタ・中部地方整備局・日本放送協会名古屋放送局に	第 1 節 気象警報等の伝達 1 名古屋地方気象台における措置 名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報（ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・NTT マーケティングアクト大阪104 センタ・中部地方整備局・日本放送協会名	法の改正																																								

風水害等災害対策計画編

頁	現行(平成25年5月修正)	改正案	改正理由
92	<p>通知しなければならない。</p> <p>名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく情報及び同法施行令に定める注意報等(ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。以下「注意報等」とする。)を公表・切り替え・解除した場合は、<u>県・第四管区海上保安本部・中部地方整備局・日本放送協会名古屋放送局</u>に伝達する。</p> <p>7 気象予報警報等の伝達系統</p> <p>(1) 気象・水象に関する予報警報の伝達系統</p> <p>(図中)</p> <p><u>愛知県</u> - (県防災行政無線) - <u>市町村</u> - <u>住民等</u></p> <p>(追加)</p> <p>(注)</p> <p>1 伝達方法</p> <p><u>名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供システムによる。</u></p>	<p>古屋放送局に通知しなければならない。</p> <p>名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく情報及び同法施行令に定める注意報等(ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。以下「注意報等」とする。)を公表・切り替え・解除した場合は、<u>消防庁・県・第四管区海上保安本部・中部地方整備局・日本放送協会名古屋放送局</u>に伝達する。</p> <p>7 気象警報等の伝達系統</p> <p>(1) 気象・水象に関する特別警報・警報等の伝達系統</p> <p>(図中)</p> <p><u>愛知県</u> <u>三</u> (県防災行政無線) - <u>市町村</u> - <u>住民等</u></p> <p><u>名古屋地方気象台</u> <u>消防庁</u> <u>市町村</u></p> <p>(注)</p> <p>1 <u>二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。</u></p>	<p>法の改正</p> <p>前回修正漏れ</p>
93	<p>(2) 洪水予報の伝達系統</p> <p>ア 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報</p> <p>・ 木曽川(中流・下流)・長良川(下流)・庄内川(矢田川含む)・矢作川・豊川及び豊川放水路洪水予報</p> <p>(図中)</p> <p>(追加)</p>	<p>(2) 洪水予報の伝達系統</p> <p>ア 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報</p> <p>・ 木曽川(中流・下流)・長良川(下流)・庄内川(矢田川含む)・矢作川・豊川及び豊川放水路洪水予報</p> <p>(図中)</p> <p><u>中部地方整備局(略)</u> <u>市町村</u></p> <p><u>名古屋地方気象台</u> <u>消防庁</u> <u>市町村</u></p>	
94	<p>イ 知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報</p> <p>・ 新川・天白川・日光川・境川・逢妻川洪水予報</p> <p>(図中)</p> <p>(追加)</p>	<p>イ 知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報</p> <p>・ 新川・天白川・日光川・境川・逢妻川洪水予報</p> <p>(図中)</p> <p><u>名古屋地方気象台</u> <u>愛知県</u> - (県防災行政無線) <u>市町村</u></p> <p><u>名古屋地方気象台</u> <u>消防庁</u> <u>市町村</u></p>	
99	<p>第2節 被害状況等の収集・伝達</p> <p>2 市町村の措置</p> <p>(追加)</p>	<p>第2節 被害状況等の収集・伝達</p> <p>2 市町村の措置</p> <p>(6) 被災者台帳の作成</p> <p><u>被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況</u></p>	<p>法の改正</p>

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由														
101	<p>5 重要な災害情報の収集伝達 (追加)</p>	<p>や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。</p> <p>5 重要な災害情報の収集伝達 (3) 県、市町村は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。 ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。</p>	<p>法の改正</p>														
105	<p>第 4 章 応援協力・派遣要請 主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="197 772 1032 815"> <tr> <td>県公安委員会</td> <td>広域緊急援助隊等の援助要求</td> </tr> </table>	県公安委員会	広域緊急援助隊等の援助要求	<p>第 4 章 応援協力・派遣要請 主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1064 772 1906 815"> <tr> <td>県公安委員会</td> <td>警察災害派遣隊等の援助要求</td> </tr> </table>	県公安委員会	警察災害派遣隊等の援助要求	<p>組織改正</p>										
県公安委員会	広域緊急援助隊等の援助要求																
県公安委員会	警察災害派遣隊等の援助要求																
106	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="197 890 1032 1050"> <tr> <td rowspan="3">第 2 節 救援隊等による協力</td> <td>県公安委員会</td> <td>1 他都道府県警察に対する広域緊急援助隊等の援助の要求</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第 2 節 救援隊等による協力	県公安委員会	1 他都道府県警察に対する広域緊急援助隊等の援助の要求	県	(略)	市町村	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1064 890 1906 1050"> <tr> <td rowspan="3">第 2 節 救援隊等による協力</td> <td>県公安委員会</td> <td>1 他都道府県警察に対する警察災害派遣隊等の援助の要求</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第 2 節 救援隊等による協力	県公安委員会	1 他都道府県警察に対する警察災害派遣隊等の援助の要求	県	(略)	市町村	(略)	<p>組織改正</p>
第 2 節 救援隊等による協力	県公安委員会		1 他都道府県警察に対する広域緊急援助隊等の援助の要求														
	県		(略)														
	市町村	(略)															
第 2 節 救援隊等による協力	県公安委員会	1 他都道府県警察に対する警察災害派遣隊等の援助の要求															
	県	(略)															
	市町村	(略)															
107	<p>第 1 節 応援協力 1 県(防災局)における措置 (1) 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請（災害対策基本法第70 条） 知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長に対し応急措置の実施を要請する。</p>	<p>第 1 節 応援協力 1 県(防災局)における措置 (1) 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請（災害対策基本法第70 条、同法第74条の3） 知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長に対し応急措置又はその他の災害応急対策の実施等を要請する。</p>	<p>法の改正</p>														
107	<p>(追加)</p>	<p>4 災害緊急事態</p>	<p>法の改正</p>														

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由												
109	<p>4 経費の負担</p> <p>第2節 救援隊等による協力</p> <p>1 県公安委員会における措置（広域緊急援助隊等）</p> <p>県公安委員会は、県内において大規模災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、警察法に基づき他の都道府県警察に対し、災害警察活動にあたる<u>広域緊急援助隊等</u>の援助の要求を行うものとする。</p> <p>第3節 自衛隊の災害派遣</p> <p>2 災害派遣要請者（県（防災局）、第四管区海上保安本部、大阪航空局）における措置</p> <p>(1) 災害派遣要請者は、市町村長又は関係機関の依頼を受けたとき、あるいは依頼がない場合でも周辺市町村の被害、通信の状況等の全般状況から判断し、明らかに要請の必要性があると認められる場合は、直ちに<u>関係自衛隊の長</u>に対して派遣要請の手続をとる。</p> <p>3 市町村又は関係機関における措置</p> <p>(1) 市町村長又は関係機関の長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに災害派遣要請者に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。</p> <p>この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を<u>関係自衛隊の長</u>に対して必要に応じ通知する。</p>	<p><u>内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、県、市町村をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、県の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。</u></p> <p>5 経費の負担</p> <p>第2節 救援隊等による協力</p> <p>1 県公安委員会における措置（警察災害派遣隊等）</p> <p>県公安委員会は、県内において大規模災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、警察法に基づき他の都道府県警察に対し、災害警察活動にあたる<u>警察災害派遣隊等</u>の援助の要求を行うものとする。</p> <p>第3節 自衛隊の災害派遣</p> <p>2 災害派遣要請者（県（防災局）、第四管区海上保安本部、大阪航空局）における措置</p> <p>(1) 災害派遣要請者は、市町村長又は関係機関の依頼を受けたとき、あるいは依頼がない場合でも周辺市町村の被害、通信の状況等の全般状況から判断し、明らかに要請の必要性があると認められる場合は、直ちに<u>関係自衛隊</u>に対して派遣要請の手続をとる。</p> <p>3 市町村又は関係機関における措置</p> <p>(1) 市町村長又は関係機関の長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに災害派遣要請者に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。</p> <p>この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を<u>関係自衛隊</u>に対して必要に応じ通知する。</p>	<p>表記の整理 組織改正</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>												
115	<p>第5章 救出・救助対策</p> <p>基本方針</p> <p>救出にあたっては、<u>災害時要援護者</u>を優先する。</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="197 1348 1032 1425"> <tr> <td>第1節</td> <td>市町村</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>救出・救助</td> <td>県警察</td> <td>2 救出救助活動</td> </tr> </table>	第1節	市町村	(略)	救出・救助	県警察	2 救出救助活動	<p>第5章 救出・救助対策</p> <p>基本方針</p> <p>救出にあたっては、<u>要配慮者</u>を優先する。</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1064 1348 1899 1425"> <tr> <td>第1節</td> <td>市町村</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>救出・救助</td> <td>県警察</td> <td>2(1) 救出救助活動</td> </tr> </table>	第1節	市町村	(略)	救出・救助	県警察	2(1) 救出救助活動	<p>法の改正</p> <p>対策の整備</p>
第1節	市町村	(略)													
救出・救助	県警察	2 救出救助活動													
第1節	市町村	(略)													
救出・救助	県警察	2(1) 救出救助活動													

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）			改正案			改正理由																								
	活動		(追加)	活動		2(2) 災害救助犬の出動要請																									
		県	(略)		県	(略)																									
		県公安委員会	4 広域緊急援助隊等の援助の要求		県公安委員会	4 警察災害派遣隊等の援助の要求	組織改正																								
116	第1節 救出・救助活動 2 県警察における措置	<p>県警察は、市町村と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に収容する。</p> <p>なお、水没した場合には、第四管区海上保安本部とも連携を図る。</p> <p>(追加)</p>		第1節 救出・救助活動 2 県警察における措置	<p>(1) 県警察は、市町村と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に収容する。</p> <p>なお、水没した場合には、第四管区海上保安本部とも連携を図る。</p> <p>(2) 県警察は、災害時において被災者の救出活動等を円滑に実施するため、「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に基づき必要な災害救助犬の出動を要請する。</p> <p><u>附属資料第15「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」</u></p>		対策の整備																								
116	4 県公安委員会における措置	<p>県公安委員会は、県内において大規模災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、警察法に基づき他の都道府県警察に対し、災害警察活動にあたる<u>広域緊急援助隊等の援助の要求</u>を行うものとする。</p>		4 県公安委員会における措置	<p>県公安委員会は、県内において大規模災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、警察法に基づき他の都道府県警察に対し、災害警察活動にあたる<u>警察災害派遣隊等の援助の要求</u>を行うものとする。</p>		組織改正																								
120	第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策 主な機関の応急活動	<table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>D M A T 及び医療救護班への出動要請</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>地域災害医療対策会議への参画 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 近隣市町村・県に対する応援要請</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県医師会</td> <td>愛知県救急医療センターによる医療情報収集</td> <td></td> <td>→</td> </tr> </table>		県	D M A T 及び医療救護班への出動要請			市町村	地域災害医療対策会議への参画 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 近隣市町村・県に対する応援要請			県医師会	愛知県救急医療センターによる医療情報収集		→	第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策 主な機関の応急活動	<table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>D M A T 及び医療救護班への派遣要請</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 地域災害医療対策会議への参画 (削除)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県医師会</td> <td>愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集</td> <td></td> <td>→</td> </tr> </table>		県	D M A T 及び医療救護班への派遣要請			市町村	医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 地域災害医療対策会議への参画 (削除)			県医師会	愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集		→	表記の整理 表記の整理
県	D M A T 及び医療救護班への出動要請																														
市町村	地域災害医療対策会議への参画 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 近隣市町村・県に対する応援要請																														
県医師会	愛知県救急医療センターによる医療情報収集		→																												
県	D M A T 及び医療救護班への派遣要請																														
市町村	医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 地域災害医療対策会議への参画 (削除)																														
県医師会	愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集		→																												
	主な機関の措置			主な機関の措置			誤訂正																								

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）		改正案		改正理由		
121	第 1 節 医療救護	県	1(1) 災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議の設置 1(2) D M A T の派遣要請 1(3) 医療救護班の出動要請 1(4) <u>保健所等による医療情報収集</u> 1(5) 市町村への情報提供 1(6) 他市町村への応援指示 1(7) 広域医療搬送実施のための S C U の設置 (追加) 1(8) 県域を越えた協力体制の確立	第 1 節 医療救護	県	1(1) 災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議の設置 1(2) D M A T の派遣要請 1(3) 医療救護班の派遣要請 1(4) <u>災害医療調整本部における医療情報収集</u> 1(5) 市町村への情報提供 1(6) 他市町村への応援指示 1(7) 広域医療搬送実施のための S C U の設置 1(8) <u>医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請</u> 1(9) 県域を越えた協力体制の確立	対策の整理
		市町村	2(1) <u>地域災害医療対策会議への参画</u> 2(2) <u>医療救護所の設置等、地域の医療体制確保</u> 2(3) <u>近隣市町村・県に対する応援要請</u>	市町村	2(1) <u>医療救護所の設置等、地域の医療体制確保</u> 2(2) <u>地域災害医療対策会議への参画</u> (削除)		
121	第 1 節 医療救護 1 県(健康福祉部)における措置	(1) 県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う災害医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏ごとの医療に関する調整を行う地域災害医療対策会議を設置し、災害医療コーディネーターや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。 (2) (略) (3) 県は、県医師会、日本赤十字社、国、国立病院機構、県立病院等の医療救護班に指示、情報提供し <u>出動</u> を要請する。 (4) 県は、必要に応じ、医療に関する支援を得るため、 <u>統括 D M A T 登録者及び県医師会幹部の県庁への派遣</u> を要請する。 (5) 県は、 <u>愛知県広域災害・救急医療情報システム</u> などを活用し <u>県保健所等</u> を通じ、管内地域の医療情報の収集に努めるとともに、医療		第 1 節 医療救護 1 県(健康福祉部)における措置	(1) 県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う災害医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏ごとの医療 <u>及び公衆衛生</u> に関する調整を行う地域災害医療対策会議を設置し、災害医療コーディネーターや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。 (2) (略) (3) 県は、県医師会、 <u>県歯科医師会</u> 、日本赤十字社、国、国立病院機構、県立病院等の医療救護班等に指示、情報提供し <u>派遣</u> を要請する。 (削除) (4) 県は、 <u>災害医療調整本部</u> において愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、 <u>地域災害医療対策会議等</u> を通じて、管内地		対策の整理、誤訂正

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
122	<p>の確保に努める。</p> <p>(6) 保健所長は、管轄地内の医療情報の収集に努め、これらの情報を市町村、関係期間と共有する。</p> <p>(7) ~ (10) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(1) 市町村は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、医療救護所を設置し、必要に応じて地区医師会、<u>地区歯科医師会、地区薬剤師会等</u>に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるものとする。</p>	<p>域の医療情報の収集に努めるとともに、医療の確保に努める。</p> <p>(5) 県は、<u>地域災害医療対策会議</u>において、<u>2次医療圏内の医療情報の収集に努め、これらの情報を市町村、関係機関と共有するとともに、医療の確保に努める。</u></p> <p>(6) ~ (9) (略)</p> <p><u>附属資料第15「愛知県災害医療調整本部等設置要綱」</u></p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(1) 市町村は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、医療救護所を設置し、必要に応じて地区医師会、<u>郡市区歯科医師会、地区薬剤師会等</u>に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、<u>管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。</u></p>	<p>対策の整理</p>
122	<p>(2) 市町村は、<u>地域災害医療対策会議</u>に参画して、情報の共有を図るとともに、必要に応じて<u>近隣の市町村</u>に<u>応援を求め</u>るほか、<u>県</u>に対し<u>応援を求め</u>る<u>応急措置</u>を実施する。</p>	<p>(2) 市町村は、<u>地域災害医療対策会議</u>に参画して、<u>管内の医療ニーズ</u>や<u>医療救護活動</u>を報告するとともに、<u>関係機関との情報の共有</u>を図り、また、必要に応じて<u>医療チーム等</u>の派遣や、<u>医薬品供給等</u>の支援を要請する。</p>	<p>対策の整理</p>
123	<p>8 医療救護班の編成・派遣等</p> <p>(4) 医療救護班の医薬品、その他衛生機材は、<u>別に定める医療救護班医薬品・医療資機材一覧表</u>に基づき災害用救急箱を整備しておくことを原則とする。</p> <p>10 医薬品その他の衛生材料の確保</p> <p>(1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの販売業者等から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、<u>市町村は県</u>に調達の要請をする。</p> <p>(2) 県は、市町村から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、<u>調達し、輸送する。</u></p> <p>(3) 県は、災害発生後、<u>医薬品の販売業者等の被害状況を速やかに</u>把</p>	<p>8 医療救護班の編成・派遣等</p> <p>(4) 医療救護班の活動に必要な医薬品、その他衛生機材は、<u>災害時における活動内容等を踏まえて検討し、整備しておくことを原則とする。</u></p> <p>10 医薬品その他の衛生材料の確保</p> <p>(1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの<u>医薬品等販売業者</u>から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、<u>市町村等は2次医療圏ごとに設置される地域災害医療対策会議</u>に調達の要請をする。</p> <p>(2) <u>地域災害医療対策会議</u>は、<u>災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、市町村等から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。</u></p> <p><u>圏内での調達が不可能な場合は、災害医療調整本部に調達を要請する。</u></p> <p>(3) <u>災害医療調整本部</u>は、災害発生後、<u>医薬品等販売業者の被害状況</u></p>	<p>対策の整理</p> <p>対策の整理</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由																								
124	<p>握するとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部の協力を得て、医薬品等を調達する。</p> <p>(4) 県薬剤師会は、県又は市町村の要請に基づき医薬品等の供給に協力する。</p> <p>1 3 医療機関等における活動の支援 県看護協会は、医療救護活動を行う医療機関において看護師確保が困難な場合の看護師派遣、救護所における医療救護及び避難所等における生活支援・健康管理等の看護活動を行う看護職の派遣に協力する。</p> <p>(追加)</p>	<p>を速やかに把握するとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、愛知県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部に、医薬品等の供給を要請する。</p> <p>(4) 県薬剤師会は、県又は市町村の要請に基づき医薬品等の供給及び支援薬剤師の派遣に協力する。</p> <p>1 3 医療機関等における活動の支援 県看護協会は、医療救護活動を行う医療機関において看護師確保が困難な場合の看護師派遣や医療救護所における医療救護及び避難所等における生活支援・健康管理等の看護活動を行う看護職の派遣に協力する。</p> <p>附属資料第15「災害時の看護救護活動に関する協定書（県対県看護協会）」</p>	<p>表記の整理</p>																								
126	<p>第2節 防疫・保健衛生</p> <p>5 健康管理</p> <p>(2) 災害時要援護者の健康状態には特段の配慮を行うとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣を実施する。</p> <p>7 避難所の生活衛生管理</p> <p>(1) 県及び市町村は、避難者の健康状態を調査するとともに、飲料水についてはとくに滅菌して使用する。</p> <p>(2) 避難所の生活環境を確保及び衛生状態の保持のため、し尿処理などの衛生指導を行う。</p>	<p>第2節 防疫・保健衛生</p> <p>5 健康管理</p> <p>(2) 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行うとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣を実施する。</p> <p>7 避難所の生活衛生管理</p> <p>県及び市町村は、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。</p> <p>(削除)</p>	<p>法の改正</p> <p>対策の整理</p>																								
129	<p>第7章 地域安全・交通・緊急輸送対策 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="197 1157 1032 1428"> <tr> <td data-bbox="197 1157 353 1273">第1節 地域安全対策</td> <td data-bbox="353 1157 548 1273">県警察</td> <td data-bbox="548 1157 1032 1273">1(1)、1(2) (略) 1(3) 社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="353 1273 548 1353">第四管区海上保安本部</td> <td data-bbox="548 1273 1032 1353">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="353 1353 548 1393">市町村</td> <td data-bbox="548 1353 1032 1393">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1393 353 1428">第2節</td> <td data-bbox="353 1393 548 1428">道路管理者、</td> <td data-bbox="548 1393 1032 1428">1 交通規制等の実施</td> </tr> </table>	第1節 地域安全対策	県警察	1(1)、1(2) (略) 1(3) 社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請		第四管区海上保安本部	(略)		市町村	(略)	第2節	道路管理者、	1 交通規制等の実施	<p>第7章 地域安全・交通・緊急輸送対策 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1064 1157 1899 1428"> <tr> <td data-bbox="1064 1157 1220 1273">第1節 地域安全対策</td> <td data-bbox="1220 1157 1415 1273">県警察</td> <td data-bbox="1415 1157 1899 1273">1(1)、1(2) (略) 1(3) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1220 1273 1415 1353">第四管区海上保安本部</td> <td data-bbox="1415 1273 1899 1353">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1220 1353 1415 1393">市町村</td> <td data-bbox="1415 1353 1899 1393">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1064 1393 1220 1428">第2節</td> <td data-bbox="1220 1393 1415 1428">(削除)</td> <td data-bbox="1415 1393 1899 1428">(削除)</td> </tr> </table>	第1節 地域安全対策	県警察	1(1)、1(2) (略) 1(3) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請		第四管区海上保安本部	(略)		市町村	(略)	第2節	(削除)	(削除)	<p>一般社団法人化</p> <p>対策の整理</p>
第1節 地域安全対策	県警察	1(1)、1(2) (略) 1(3) 社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請																									
	第四管区海上保安本部	(略)																									
	市町村	(略)																									
第2節	道路管理者、	1 交通規制等の実施																									
第1節 地域安全対策	県警察	1(1)、1(2) (略) 1(3) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請																									
	第四管区海上保安本部	(略)																									
	市町村	(略)																									
第2節	(削除)	(削除)																									

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）		改 正 案		改正理由												
	交通対策	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="353 197 546 277">県公安委員会 (県警察)</td> <td data-bbox="546 197 1048 277"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 277 546 544">県警察</td> <td data-bbox="546 277 1048 544"> 2(1) 路上放置車両等に対する措置 2(2) 道路管理者、消防機関及び自衛隊等との協力 2(3) 交通情報の提供 (追加) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 544 546 624">自衛官、消防 吏員</td> <td data-bbox="546 544 1048 624">3 警察官がその場にはない場合の交通規制等の実施</td> </tr> </table>	県公安委員会 (県警察)		県警察	2(1) 路上放置車両等に対する措置 2(2) 道路管理者、消防機関及び自衛隊等との協力 2(3) 交通情報の提供 (追加)	自衛官、消防 吏員	3 警察官がその場にはない場合の交通規制等の実施	交通対策	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1220 197 1413 277"></td> <td data-bbox="1413 197 1915 277"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1220 277 1413 544">県警察</td> <td data-bbox="1413 277 1915 544"> 1(1) 緊急交通路の確保 1(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類 1(3) 交通規制の実施 1(4) 強制排除措置 1(5) 緊急通行車両の確認等 1(6) 交通情報の収集及び提供 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1220 544 1413 624">自衛官、消防 吏員</td> <td data-bbox="1413 544 1915 624">2 警察官がその場にはない場合の交通規制等の実施</td> </tr> </table>			県警察	1(1) 緊急交通路の確保 1(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類 1(3) 交通規制の実施 1(4) 強制排除措置 1(5) 緊急通行車両の確認等 1(6) 交通情報の収集及び提供	自衛官、消防 吏員	2 警察官がその場にはない場合の交通規制等の実施	
県公安委員会 (県警察)																	
県警察	2(1) 路上放置車両等に対する措置 2(2) 道路管理者、消防機関及び自衛隊等との協力 2(3) 交通情報の提供 (追加)																
自衛官、消防 吏員	3 警察官がその場にはない場合の交通規制等の実施																
県警察	1(1) 緊急交通路の確保 1(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類 1(3) 交通規制の実施 1(4) 強制排除措置 1(5) 緊急通行車両の確認等 1(6) 交通情報の収集及び提供																
自衛官、消防 吏員	2 警察官がその場にはない場合の交通規制等の実施																
130	<p>第 1 節 地域安全対策</p> <p>1 県警察における措置</p> <p>(4) <u>社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請</u> 警察本部長は、警戒活動を円滑に実施するため社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。</p> <p>第 2 節 交通対策</p> <p>1 <u>道路管理者及び県公安委員会(県警察)における措置</u></p> <p>(1) <u>交通規制の実施</u></p> <p>ア <u>道路管理者及び公安委員会(県警察)は、災害により道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、交通の安全を確保し、又は災害応急対策を的確かつ円滑に実施する必要があると認められたときは、通行の禁止・制限、う回路の設定及び情報の提供を実施する。</u></p> <p>なお、積雪や凍結等により著しく交通の安全と円滑に支障が生じた場合においても、前記に準じて必要な措置をとる。</p> <p>イ <u>道路管理者及び県警察は、通行の禁止・制限又はう回路の設定等の規制を行うにあたっては、相互に連絡協議する。</u></p> <p>ウ <u>道路管理者又は県警察は、通行の禁止・制限の規制を行った場合、規制条件等を表示した標識を設置する。ただし、緊急のため</u></p>		<p>第 1 節 地域安全対策</p> <p>1 県警察における措置</p> <p>(4) <u>一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請</u> 警察本部長は、警戒活動を円滑に実施するため一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。</p> <p>第 2 節 交通対策 (削除)</p>		<p>一般社団法人化</p> <p>対策の整理</p>												
131																	

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改 正 案	改正理由
131	<p><u>規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる。</u></p> <p><u>また、これら規制を行ったときは、適当なう回路を設定し、あるいは交通輻輳を避けるため代替路線を指定したときは、必要な地点に図示する等によって一般交通にできる限り支障のないよう努める。</u></p> <p>(2) <u>交通規制の方法</u> <u>災害発生時の交通規制は、災害対策基本法第76条及び道路交通法第4条、第5条及び第6条により行うこととし、災害対策基本法による場合は、同法施行令第32条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者及び関係公安委員会への通知を行うものとする。</u></p> <p>(3) <u>交通安全施設及び交通管制機器の確保</u> <u>緊急交通路の信号機が停電等により滅灯した場合は、信号機電源付加装置により信号機能を保持させ、また、信号柱が倒壊した場合は、可搬式信号機を設置するなどの滅灯対策を実施し、路線上の交通を確保する。</u></p> <p>(4) <u>社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請</u> <u>警察本部長は、緊急交通路の確保等を円滑に実施するため社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。</u> <u>附属資料第15「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」</u></p> <p>(5) <u>関係機関との緊密な連絡</u> <u>ア 災害対策基本法第76条の規定による緊急通行車両以外の車両の通行の禁止・制限は、県内のみならず、近隣県において発生した災害についてもなされ、あるいは県内の災害でも近隣県からの輸送車両に対してもなされるので、警察（中部管区警察局、県警察本部）は、その災害地の実態、災害地への道路及び交通の状況あるいは規制措置内容等につき、関係県、関係県警、関係市町村と相互に緊密な連絡をとることとする。</u> <u>イ 道路、橋りょう等交通施設の被害状況及び交通の混乱状況を発見し、又はこれらの状況につき通報を受けた県警察又は市町村等</u></p>		

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由														
132	<p>は、その道路管理者又は県警察に速やかに通報する等、道路管理者と県警察は密接な連絡をとり、応急工事、交通規制等の適切な処置がとられるよう配慮する。</p> <p>2. 県警察における措置</p> <p>(1) 路上放置車両等に対する措置</p> <p>ア 災害対策基本法に基づく通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、同法第76条の3の規定に基づき、次の措置をすることができる。</p> <p>(ア) その車両の運転者等に対し車両移動等の必要な措置を命じること。</p> <p>(イ) 運転者等が命じられた措置をとらなかつたり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときに警察官が自らその措置をとること。この場合、やむを得ない限度において車両等を破損すること。</p> <p>イ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。</p> <p>附属資料第15「災害時における車両等の除去活動についての協定」</p> <p>(2) 道路管理者、消防機関及び自衛隊等との協力</p> <p>県警察は、緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。</p> <p>(3) 交通情報の提供</p> <p>交通規制を実施した場合は、交通管制システムを有効に活用した広域交通管制及び交通情報の提供を行う。</p>	<p>1. 県警察における措置</p> <p>(1) 緊急交通路の確保</p> <p>ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。</p> <p>イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。</p> <p>ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。</p> <p>附属資料第6「災害時の交通規制対象路線」</p> <p>(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類</p> <table border="1" data-bbox="1066 735 1904 1126"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>態様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急通行車両</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 緊急自動車 緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両 </td> </tr> <tr> <td>規制除外車両</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であつて特別のナンバープレートを有しているもの 上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 交通規制の実施</p> <table border="1" data-bbox="1066 1166 1904 1431"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>態様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初動対応</td> <td> <table border="1" data-bbox="1227 1166 1904 1431"> <thead> <tr> <th>交通情報の収集</th> <th>態様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官 </td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	分類	態様	緊急通行車両	<ul style="list-style-type: none"> 緊急自動車 緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両 	規制除外車両	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であつて特別のナンバープレートを有しているもの 上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両 	分類	態様	初動対応	<table border="1" data-bbox="1227 1166 1904 1431"> <thead> <tr> <th>交通情報の収集</th> <th>態様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官 </td> </tr> </tbody> </table>	交通情報の収集	態様		<ul style="list-style-type: none"> 道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官 	
分類	態様																
緊急通行車両	<ul style="list-style-type: none"> 緊急自動車 緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両 																
規制除外車両	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であつて特別のナンバープレートを有しているもの 上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両 																
分類	態様																
初動対応	<table border="1" data-bbox="1227 1166 1904 1431"> <thead> <tr> <th>交通情報の収集</th> <th>態様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官 </td> </tr> </tbody> </table>	交通情報の収集	態様		<ul style="list-style-type: none"> 道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官 												
交通情報の収集	態様																
	<ul style="list-style-type: none"> 道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官 																

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案		改正理由
			<p><u>の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。</u></p> <p>緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整</p> <p>・<u>災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。</u></p> <p>なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。</p>	
		第一局面（災害発生直後）	<p>・<u>緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。</u></p> <p>・<u>交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置して行う。</u></p> <p>なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。</p>	
		第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）	<p><u>第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。</u></p>	

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
132	<p>3 自衛官及び消防吏員における措置</p>	<p>(4) 強制排除措置</p> <p>ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。</p> <p>イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。</p> <p>ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。</p> <p>附属資料第15「災害時における車両等の除去活動についての協定」</p> <p>(5) 緊急通行車両の確認等</p> <p>ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認を行う。</p> <p>イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。</p> <p>ウ 緊急通行車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。</p> <p>エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。</p> <p>附属資料第6「緊急通行車両等届出書、確認証明書、標章」</p> <p>(6) 交通情報の収集及び提供</p> <p>交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。</p> <p>2 自衛官及び消防吏員における措置</p>	

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
132	<p>4 自転車運転者の措置</p> <p>5 緊急通行車両の確認等</p> <p>(1) 緊急通行車両の確認</p> <p>県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認を行う。</p> <p>(2) 緊急通行車両の届出</p> <p>緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。</p> <p>(3) 緊急通行車両の標章及び証明書の交付</p> <p>緊急通行車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。</p> <p>附属資料第6「緊急通行車両等届出書、確認証明書、標章</p>	<p>3 自転車運転者の措置</p> <p>(削除)</p>	
134	<p>第3節 緊急輸送道路の確保</p> <p>3 県(建設部)における措置</p> <p>(1) 道路被害情報の収集</p> <p>ア 被害状況を速やかに把握するため、地元協定業者による巡視を速やかに実施するとともに、<u>道路情報モニター</u>、市町村等から情報の収集に努める。</p>	<p>第3節 緊急輸送道路の確保</p> <p>3 県(建設部)における措置</p> <p>(1) 道路被害情報の収集</p> <p>ア 被害状況を速やかに把握するため、地元協定業者による巡視を速やかに実施するとともに、市町村等から情報の収集に努める。</p>	制度廃止
136	<p>第4節 緊急輸送手段の確保</p> <p>3 県(防災局、各部局)における措置</p> <p>(3) 知事は、輸送車両等が不足して災害応急対策の実施に支障があると認める場合は、中部運輸局長と協議して、災害対策基本法や災害救助法の規定に基づき、緊急輸送に必要な車両等を確保する。</p> <p>また、関係機関に対して、災害応急対策必要物資の運送を要請する。</p> <p>(追加)</p>	<p>第4節 緊急輸送手段の確保</p> <p>3 県(防災局、各部局)における措置</p> <p>(3) 知事は、輸送車両等が不足して災害応急対策の実施に支障があると認める場合は、中部運輸局長と協議して、災害対策基本法や災害救助法の規定に基づき、緊急輸送に必要な車両等を確保する。</p> <p>また、関係機関に対して、災害応急対策必要物資の運送及び一時保管等を要請する。</p> <p>附属資料第15「災害発生時等の物資の保管等に関する協定書（県対東海倉庫協会）」</p>	対策の整備
	第9章 避難者・帰宅困難者対策	第9章 避難者・帰宅困難者対策	

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由																														
145	<p>基本方針</p> <p>市町村は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の災害時要援護者への支援体制を整備するものとする。</p> <p>主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <tr> <td>市町村</td> <td>要援護者の安否確認・避難誘導</td> </tr> </table> <p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="6">第 1 節 避難の勧告・指示</td> <td>市町村</td> <td>1(1) (略) (追加) 1(2) 報告（災害対策基本法第60 条第3 項） 1(3)、1(4) (略)</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県(知事又は知事の命を受けた職員)</td> <td>3(1)～3(3) (略) (追加) 3(4)～3(7) (略)</td> </tr> <tr> <td>県警察(警察官)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第四管区海上保安本部(海上保安官)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>自衛隊(自衛官)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	市町村	要援護者の安否確認・避難誘導	第 1 節 避難の勧告・指示	市町村	1(1) (略) (追加) 1(2) 報告（災害対策基本法第60 条第3 項） 1(3)、1(4) (略)	水防管理者	(略)	県(知事又は知事の命を受けた職員)	3(1)～3(3) (略) (追加) 3(4)～3(7) (略)	県警察(警察官)	(略)	第四管区海上保安本部(海上保安官)	(略)	自衛隊(自衛官)	(略)	<p>基本方針</p> <p>市町村は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備するものとする。</p> <p>主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <tr> <td>市町村</td> <td>要配慮者の安否確認・避難誘導</td> </tr> </table> <p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="6">第 1 節 避難の勧告・指示</td> <td>市町村</td> <td>1(1) (略) 1(2) 知事等への助言の要求 1(3) 報告（災害対策基本法第60 条第4 項） 1(4)、1(5) (略)</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県(知事又は知事の命を受けた職員)</td> <td>3(1)～3(3) (略) 3(4) 市町村長への助言 3(5)～3(8) (略)</td> </tr> <tr> <td>県警察(警察官)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第四管区海上保安本部(海上保安官)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>自衛隊(自衛官)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	市町村	要配慮者の安否確認・避難誘導	第 1 節 避難の勧告・指示	市町村	1(1) (略) 1(2) 知事等への助言の要求 1(3) 報告（災害対策基本法第60 条第4 項） 1(4)、1(5) (略)	水防管理者	(略)	県(知事又は知事の命を受けた職員)	3(1)～3(3) (略) 3(4) 市町村長への助言 3(5)～3(8) (略)	県警察(警察官)	(略)	第四管区海上保安本部(海上保安官)	(略)	自衛隊(自衛官)	(略)	<p>法の改正</p> <p>法の改正</p> <p>法の改正</p>
市町村	要援護者の安否確認・避難誘導																																
第 1 節 避難の勧告・指示	市町村	1(1) (略) (追加) 1(2) 報告（災害対策基本法第60 条第3 項） 1(3)、1(4) (略)																															
	水防管理者	(略)																															
	県(知事又は知事の命を受けた職員)	3(1)～3(3) (略) (追加) 3(4)～3(7) (略)																															
	県警察(警察官)	(略)																															
	第四管区海上保安本部(海上保安官)	(略)																															
	自衛隊(自衛官)	(略)																															
市町村	要配慮者の安否確認・避難誘導																																
第 1 節 避難の勧告・指示	市町村	1(1) (略) 1(2) 知事等への助言の要求 1(3) 報告（災害対策基本法第60 条第4 項） 1(4)、1(5) (略)																															
	水防管理者	(略)																															
	県(知事又は知事の命を受けた職員)	3(1)～3(3) (略) 3(4) 市町村長への助言 3(5)～3(8) (略)																															
	県警察(警察官)	(略)																															
	第四管区海上保安本部(海上保安官)	(略)																															
	自衛隊(自衛官)	(略)																															
146	<p>第 3 節 災害時要援護者対策</p> <table border="1"> <tr> <td>市町村</td> <td>1(1) 要援護者の安否確認・避難誘導 (追加) 1(2)～1(5) (略) 1(6) 外国人への情報提供</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	市町村	1(1) 要援護者の安否確認・避難誘導 (追加) 1(2)～1(5) (略) 1(6) 外国人への情報提供	県	(略)	<p>第 3 節 要配慮者支援対策</p> <table border="1"> <tr> <td>市町村</td> <td>1(1) 要配慮者の安否確認・避難誘導 1(2) 避難行動要支援者の避難支援 1(3)～1(6) (略) 1(7) 外国人への情報の提供と収集</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	市町村	1(1) 要配慮者の安否確認・避難誘導 1(2) 避難行動要支援者の避難支援 1(3)～1(6) (略) 1(7) 外国人への情報の提供と収集	県	(略)	<p>法の改正、表記の整理</p>																						
市町村	1(1) 要援護者の安否確認・避難誘導 (追加) 1(2)～1(5) (略) 1(6) 外国人への情報提供																																
県	(略)																																
市町村	1(1) 要配慮者の安否確認・避難誘導 1(2) 避難行動要支援者の避難支援 1(3)～1(6) (略) 1(7) 外国人への情報の提供と収集																																
県	(略)																																
	第 1 節 避難の勧告・指示	第 1 節 避難の勧告・指示																															

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
147	<p>1 市町村における措置</p> <p>(1) 避難のための準備情報・勧告・指示 (略) また、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、<u>災害時要援護者に早めの段階で避難行動を求める避難準備（災害時要援護者避難）</u>情報を伝達する。 (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(2) 報告（災害対策基本法第60 条第3 項） (3) (4) (略)</p> <p>3 県(知事又は知事の命を受けた職員)における措置 (追加)</p> <p>(4) ~ (6) (略)</p> <p>(7) 広域一時滞在に係る協議等 県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。 (追加)</p> <p>また、県は災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、市町村に代わって協議を行う。</p>	<p>1 市町村における措置</p> <p>(1) 避難のための準備情報・勧告・指示 (略) また、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、<u>要配慮者に早めの段階で避難行動を求める避難準備（要配慮者避難）</u>情報を伝達する。</p> <p><u>なお、周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。</u></p> <p>(2) 知事等への助言の要求 市町村長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において<u>必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し助言を求めることができる。</u></p> <p>(3) 報告（災害対策基本法第60 条第4 項） (4) (5) (略)</p> <p>3 県(知事又は知事の命を受けた職員)における措置</p> <p>(4) 市町村長への助言 知事は、市町村長から避難のための立退きの勧告等に際し助言を求められた場合は、必要な助言を行う。</p> <p>(5) ~ (7) (略)</p> <p>(8) 広域一時滞在に係る協議等 県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。 県は、市町村から求められたときは、<u>広域一時滞在に関する事項について助言を行う。</u></p> <p>また、県は災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、市町村に代わって協議を行う。<u>（県もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、必要に応じて国が協議等を代行する。）</u></p>	<p>法の改正</p> <p>法の改正</p> <p>法の改正 表記の整理 法の改正</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行(平成25年5月修正)	改正案	改正理由
148	<p>4 県警察(警察官)における措置</p> <p>(2) 災害対策基本法第61条による指示 市町村長による避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退きを指示する。</p> <p>(3) 報告・通知等 イ (2)の場合(通知及び報告・災害対策基本法第61条第2項及び第3項)</p> <p>5 第四管区海上保安本部(海上保安官)における措置</p> <p>(2) 報告・通知等(通知及び報告・災害対策基本法第61条第2項及び第3項)</p>	<p>4 県警察(警察官)における措置</p> <p>(2) 災害対策基本法第61条による指示 市町村長による避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示する。</p> <p>(3) 報告・通知等 イ (2)の場合(通知及び報告・災害対策基本法第61条第3項及び第4項)</p> <p>5 第四管区海上保安本部(海上保安官)における措置</p> <p>(2) 報告・通知等(通知及び報告・災害対策基本法第61条第3項及び第4項)</p>	<p>法の改正</p> <p>法の改正</p>
149	<p>9 避難の措置と周知</p> <p>(1) 住民への周知徹底 イ 伝達手段としては、防災行政無線(屋外拡声器、戸別受信機)、オフトーク通信、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に情報を提供し、協力を求める。</p> <p>(追加)</p> <p>10 避難の誘導等</p> <p>(2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、災害時要援護者の避難を優先して行う。</p> <p>(3) 災害時要援護者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。</p> <p>第2節 避難所の開設</p>	<p>9 避難の措置と周知</p> <p>(1) 住民への周知徹底 イ 伝達手段としては、防災行政無線(屋外拡声器、戸別受信機)、オフトーク通信、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に情報を提供し、協力を求める。</p> <p>また、市町村長は、インターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイトを運営する事業者に対し、情報提供の協力を求めることができる。</p> <p>10 避難の誘導等</p> <p>(2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。</p> <p>(3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。</p> <p>第2節 避難所の開設</p>	<p>法の改正</p> <p>法の改正</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行(平成25年5月修正)	改正案	改正理由
150	<p>1 市町村における措置</p> <p>(2) 多様な避難所の確保 災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。</p> <p>3 避難所の指定 市町村は、次の事項を勘案して、あらかじめ避難所を選定し、当該避難所の所有者又は管理者の承諾を得た上で、指定するものとする。</p> <p>4 避難所運営</p> <p>(7) 避難所内に災害時要援護者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。</p>	<p>1 市町村における措置</p> <p>(2) 多様な避難所の確保 要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。</p> <p>3 避難所の指定 市町村は、あらかじめ災害対策基本法施行令に基づいて避難所を指定し、当該避難所の所有者又は管理者の承諾を得る。その際、次の事項を十分に勘案することとする。</p> <p>4 避難所運営</p> <p>(7) 避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。</p>	<p>法の改正</p> <p>表記の整理</p> <p>法の改正</p>
151	<p>(9) 災害が収まって、家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった在宅被災者に対して、避難所において生活支援を行うこと。</p> <p>第3節 災害時要援護者支援対策</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(1) 要援護者の安否確認・避難誘導 地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、要援護者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。</p> <p>(追加)</p>	<p>(9) 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での生活を余儀なくされる要配慮者や、健常者であっても災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった在宅避難者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講ずること。</p> <p>第3節 要配慮者支援対策</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>ア 避難のための情報伝達 要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等に対してはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達</p>	<p>対策の整理</p> <p>法の改正</p> <p>法の改正</p> <p>法の改正</p>

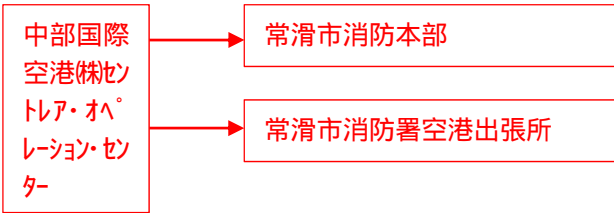
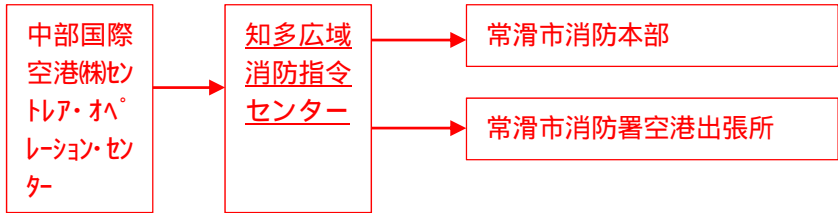
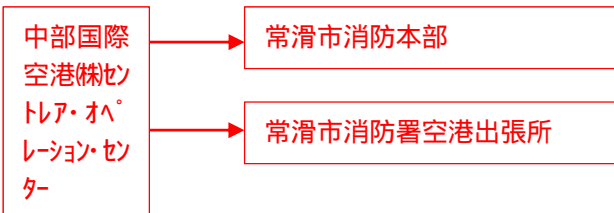
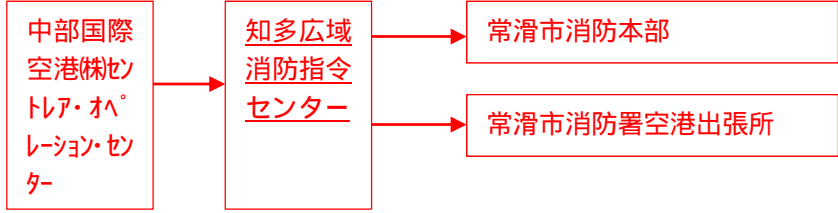
頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
151	<p>(2) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 市町村は被災した要援護者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。</p> <p>(3) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要援護者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。</p> <p>(4) (5) (略)</p> <p>(6) 外国人への情報提供 市町国際交流協会や各種ボランティア団体と連携し、語学ボランティアを避難所等に派遣するとともに、災害情報や支援情報等の外国語による情報提供を図るものとする。</p> <p>第4節 帰宅困難者対策</p>	<p>を行う。</p> <p><u>イ 避難行動要支援者の避難支援</u> 平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。 また、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。</p> <p><u>ウ 避難行動要支援者の安否確認</u> 避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。</p> <p><u>エ 避難場所以降の避難行動要支援者への対応</u> 地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。</p> <p>(3) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 市町村は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。</p> <p>(4) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。</p> <p>(5) (6) (略)</p> <p>(7) 外国人への情報の提供と収集 市町国際交流協会や各種ボランティア団体と連携し、語学ボランティア等を避難所等に派遣し、災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援情報を収集する。</p> <p>第4節 帰宅困難者対策</p>	<p>法の改正</p> <p>法の改正</p> <p>表記の整理 対策の整理</p>
152	<p>3 支援体制の構築 (略)</p>	<p>3 支援体制の構築 (略)</p>	<p>誤訂正</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行(平成25年5月修正)	改正案	改正理由																
155	<p>また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。</p> <p>第10章 水・食品・生活必需品等の供給 第2節 食品の供給 5 米穀の原料調達</p> <p>(3) 市町村長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。</p>	<p>また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。</p> <p>第10章 水・食品・生活必需品等の供給 第2節 食品の供給 5 米穀の原料調達</p> <p>(3) 市町村長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省(生産局)に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。</p>	表記の整理																
158	<p>第11章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策 主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="197 810 1032 890"> <tr> <td data-bbox="197 810 360 853">市町村</td> <td data-bbox="360 810 1032 853"> 水害廃棄物処理計画の策定 → 処理体制の確立 → </td> </tr> </table> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="197 965 1032 1085"> <tr> <td data-bbox="197 965 360 1005">第2節</td> <td data-bbox="360 965 488 1005">県</td> <td data-bbox="488 965 1032 1005">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1005 360 1085">廃棄物処理計画</td> <td data-bbox="360 1005 488 1085">市町村</td> <td data-bbox="488 1005 1032 1085"> 2(1) 水害廃棄物処理計画の策定 2(2)~2(4) (略) </td> </tr> </table>	市町村	水害廃棄物処理計画の策定 → 処理体制の確立 →	第2節	県	(略)	廃棄物処理計画	市町村	2(1) 水害廃棄物処理計画の策定 2(2)~2(4) (略)	<p>第11章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策 主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1064 810 1899 890"> <tr> <td data-bbox="1064 810 1227 853">市町村</td> <td data-bbox="1227 810 1899 890">(削除)</td> </tr> </table> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1064 965 1899 1085"> <tr> <td data-bbox="1064 965 1227 1005">第2節</td> <td data-bbox="1227 965 1355 1005">県</td> <td data-bbox="1355 965 1899 1005">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1064 1005 1227 1085">廃棄物処理計画</td> <td data-bbox="1227 1005 1355 1085">市町村</td> <td data-bbox="1355 1005 1899 1085"> 2(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定 2(2)~2(4) (略) </td> </tr> </table>	市町村	(削除)	第2節	県	(略)	廃棄物処理計画	市町村	2(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定 2(2)~2(4) (略)	表記の整理
市町村	水害廃棄物処理計画の策定 → 処理体制の確立 →																		
第2節	県	(略)																	
廃棄物処理計画	市町村	2(1) 水害廃棄物処理計画の策定 2(2)~2(4) (略)																	
市町村	(削除)																		
第2節	県	(略)																	
廃棄物処理計画	市町村	2(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定 2(2)~2(4) (略)																	
159	<p>第2節 廃棄物処理計画 2 市町村における措置</p> <p>(1) 水害廃棄物処理計画の策定</p> <p>災害対策基本法に基づく「環境省防災業務計画」により、市町村は災害廃棄物等の広域的な処理計画を作成するなど、廃棄物処理に係る災害時における応急体制を確保する必要があるため、水害廃棄物対策指針(平成17年6月:環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)を参考に、被災状況を調査し水害廃棄物の発生</p>	<p>第2節 廃棄物処理計画 2 市町村における措置</p> <p>(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定</p> <p>災害対策基本法に基づく「環境省防災業務計画」により、市町村は災害廃棄物等の広域的な処理計画を作成するなど、廃棄物処理に係る災害時における応急体制を確保する必要があるため、災害廃棄物対策指針(平成26年3月:環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)を参考に、被災状況を調査し災害廃棄物の発生量を推定する</p>	<p>対策の整理 表記の整理</p>																

風水害等災害対策計画編

頁	現行(平成25年5月修正)	改正案	改正理由
160	<p>量を推定するとともに、<u>水害廃棄物処理計画</u>を策定して、迅速に処理を進める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分 し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、埋立処分するものとする。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。(略)</p> <p>(4) 周辺市町村及び県への応援要請 市町村等は、地震等による大規模災害が発生した場合に備えて、<u>平成8年3月12日付けで「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」</u>を締結している。市町村等は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村及び県に応援要請を行う。</p> <p>(図中) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">(社)愛知県産業廃棄物協会</div> 附属資料第15「<u>一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書(県内市町村等)</u>」</p> <p>第15章 海上災害対策 海上災害対策 7 沿岸市町村における措置</p>	<p>とともに、<u>災害廃棄物処理実行計画</u>を策定して、迅速に処理を進める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分 し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、埋立処分するものとする。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。(略)</p> <p>(4) 周辺市町村及び県への応援要請 市町村等は、地震等による大規模災害が発生した場合に備えて、<u>平成26年1月1日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」</u>を締結している。市町村等は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村及び県に応援要請を行う。</p> <p>(図中) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">(一社)愛知県産業廃棄物協会</div> 附属資料第15「<u>災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書(県内市町村等)</u>」</p> <p>第15章 海上災害対策 海上災害対策 7 沿岸市町村における措置</p>	<p>対策の整理</p> <p>対策の整理</p> <p>一般社団法人化</p>
180	<p>(1) 沿岸住民への周知及び警戒区域の設定 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ又は一般住民の立入制限、退去等を命令する。 (追加)</p>	<p>(1) 沿岸住民への周知及び警戒区域の設定 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ又は一般住民の立入制限、退去等を命令する。 <u>また、市町村長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。</u></p>	<p>法の改正</p>
181	<p>10 情報の伝達系統 (図中)</p>	<p>10 情報の伝達系統 (図中)</p>	

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
187	<p>中部運輸局総務部総務課</p> <p>第 1 6 章 航空災害対策 第 1 節 中部国際空港 3 情報の伝達系統（中部国際空港） (1) 空港内で航空機事故が発生した場合 (図中)</p>  <pre> graph LR A[中部国際空港株式会社 トラフィック・オペレーションセンター] --> B[常滑市消防本部] A --> C[常滑市消防署空港出張所] </pre>	<p>中部運輸局総務部安全防災・危機管理課</p> <p>第 1 6 章 航空災害対策 第 1 節 中部国際空港 3 情報の伝達系統（中部国際空港） (1) 空港内で航空機事故が発生した場合 (図中)</p>  <pre> graph LR A[中部国際空港株式会社 トラフィック・オペレーションセンター] --> B[知多広域消防指令センター] B --> C[常滑市消防本部] B --> D[常滑市消防署空港出張所] </pre>	<p>組織改正</p> <p>対策の整理</p>
188	<p>(2) 空港周辺で航空機事故が発生した場合 (図中)</p>  <pre> graph LR A[中部国際空港株式会社 トラフィック・オペレーションセンター] --> B[常滑市消防本部] A --> C[常滑市消防署空港出張所] </pre>	<p>(2) 空港周辺で航空機事故が発生した場合 (図中)</p>  <pre> graph LR A[中部国際空港株式会社 トラフィック・オペレーションセンター] --> B[知多広域消防指令センター] B --> C[常滑市消防本部] B --> D[常滑市消防署空港出張所] </pre>	<p>対策の整理</p>
192	<p>第 3 節 中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通 2 市町村等における措置 (2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令 中部国際空港株式会社等と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去等を命ずる。 (追加)</p>	<p>第 3 節 中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通 2 市町村等における措置 (2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令 中部国際空港株式会社等と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去等を命ずる。 <u>また、市町村長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。</u></p>	<p>法の改正</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
197	<p>第 1 7 章 鉄道災害対策 鉄道災害対策 1 鉄道事業者における措置 (1) 県、中部運輸局又は国土交通省への連絡 大規模鉄道災害が発生した場合は、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、速やかに県、中部運輸局又は国土交通省に連絡する。</p> <p>4 地元市町村における措置 (2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。 (追加)</p>	<p>第 1 7 章 鉄道災害対策 鉄道災害対策 1 鉄道事業者における措置 (1) 県、中部運輸局又は国土交通省への連絡 大規模鉄道災害が発生した場合は、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、速やかに県、<u>警察、市町村、</u>中部運輸局又は国土交通省に連絡する。</p> <p>4 地元市町村における措置 (2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。 <u>また、市町村長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。</u></p>	<p>誤訂正</p> <p>法の改正</p>
203	<p>第 1 8 章 道路災害対策 道路災害対策 1 道路管理者（中部地方整備局、県（建設部）、市町村、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社）における措置 (1) 道路パトロールカーによる巡視及び国土交通省への連絡 大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、国土交通省に連絡する。</p> <p>4 地元市町村における措置 (2) 警戒区域の設定及び一般住民の立入制限、退去命令 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。 (追加)</p>	<p>第 1 8 章 道路災害対策 道路災害対策 1 道路管理者（中部地方整備局、県（建設部）、市町村、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社）における措置 (1) 道路パトロールカーによる巡視<u>並びに国土交通省及び愛知県</u>への連絡 大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、国土交通省<u>及び愛知県</u>に連絡する。</p> <p>4 地元市町村における措置 (2) 警戒区域の設定及び一般住民の立入制限、退去命令 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。 <u>また、市町村長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。</u></p>	<p>誤訂正</p> <p>法の改正</p>
	<p>第 1 9 章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策 第 1 節 危険物等施設</p>	<p>第 1 9 章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策 第 1 節 危険物等施設</p>	

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由												
209	<p>4 市町村における措置</p> <p>(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令 必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。 (追加)</p>	<p>4 市町村における措置</p> <p>(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令 必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。 <u>また、市町村長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。</u></p>	法の改正												
217	<p>第 2 1 章 火薬類災害対策</p> <p>第 1 節 火薬類関係施設</p> <p>5 市町村における措置</p> <p>(2) 火薬類の所有者等に対する危害防止措置の指示及び警戒区域の設定 火薬類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限退去等を命令する。 (追加)</p>	<p>第 2 1 章 火薬類災害対策</p> <p>第 1 節 火薬類関係施設</p> <p>5 市町村における措置</p> <p>(2) 火薬類の所有者等に対する危害防止措置の指示及び警戒区域の設定 火薬類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限退去等を命令する。 <u>また、市町村長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。</u></p>	法の改正												
220	<p>第 2 2 章 大規模な火事災害対策</p> <p>大規模な火事災害対策</p> <p>1 地元市町村における措置</p> <p>(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。 (追加)</p>	<p>第 2 2 章 大規模な火事災害対策</p> <p>大規模な火事災害対策</p> <p>1 地元市町村における措置</p> <p>(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。 <u>また、市町村長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。</u></p>	法の改正												
223	<p>第 2 3 章 林野火災対策</p> <p>主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="197 1313 1032 1423"> <tr> <td data-bbox="197 1313 394 1353">中部森林管理局、森林組合</td> <td data-bbox="394 1313 1032 1353">初期消火活動</td> <td data-bbox="1003 1313 1032 1353">→</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1353 394 1423"></td> <td data-bbox="394 1353 1032 1423">消火用資機材及び薬剤の貸与</td> <td data-bbox="1003 1353 1032 1423">→</td> </tr> </table>	中部森林管理局、森林組合	初期消火活動	→		消火用資機材及び薬剤の貸与	→	<p>第 2 3 章 林野火災対策</p> <p>主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1064 1313 1906 1423"> <tr> <td data-bbox="1064 1313 1261 1353">中部森林管理局、森林組合</td> <td data-bbox="1261 1313 1906 1353">初期消火活動</td> <td data-bbox="1877 1313 1906 1353">→</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1064 1353 1261 1423"></td> <td data-bbox="1261 1353 1906 1423">消火用資機材の貸与</td> <td data-bbox="1877 1353 1906 1423">→</td> </tr> </table>	中部森林管理局、森林組合	初期消火活動	→		消火用資機材の貸与	→	対策の整理
中部森林管理局、森林組合	初期消火活動	→													
	消火用資機材及び薬剤の貸与	→													
中部森林管理局、森林組合	初期消火活動	→													
	消火用資機材の貸与	→													

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改 正 案	改正理由																																				
224	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="197 236 394 276">林野火災対策</td> <td data-bbox="394 236 584 276">地元市町村</td> <td data-bbox="584 236 1032 276">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="394 276 584 316">県</td> <td data-bbox="584 276 1032 316">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="394 316 584 355">県警察</td> <td data-bbox="584 316 1032 355">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="394 355 584 395">中部森林管理 局、森林組合</td> <td data-bbox="584 355 1032 395">4(1) (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="394 395 584 435"></td> <td data-bbox="584 395 1032 435">4(2) 消火用資機材及び薬剤の貸与</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="394 435 584 475">第四管区海上 保安本部</td> <td data-bbox="584 435 1032 475">(略)</td> </tr> </table>	林野火災対策	地元市町村	(略)		県	(略)		県警察	(略)		中部森林管理 局、森林組合	4(1) (略)			4(2) 消火用資機材及び薬剤の貸与		第四管区海上 保安本部	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1064 236 1261 276">林野火災対策</td> <td data-bbox="1261 236 1451 276">地元市町村</td> <td data-bbox="1451 236 1899 276">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1261 276 1451 316">県</td> <td data-bbox="1451 276 1899 316">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1261 316 1451 355">県警察</td> <td data-bbox="1451 316 1899 355">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1261 355 1451 395">中部森林管理 局、森林組合</td> <td data-bbox="1451 355 1899 395">4(1) (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1261 395 1451 435"></td> <td data-bbox="1451 395 1899 435">4(2) 消火用資機材の貸与</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1261 435 1451 475">第四管区海上 保安本部</td> <td data-bbox="1451 435 1899 475">(略)</td> </tr> </table>	林野火災対策	地元市町村	(略)		県	(略)		県警察	(略)		中部森林管理 局、森林組合	4(1) (略)			4(2) 消火用資機材の貸与		第四管区海上 保安本部	(略)	対策の整理
林野火災対策	地元市町村	(略)																																					
	県	(略)																																					
	県警察	(略)																																					
	中部森林管理 局、森林組合	4(1) (略)																																					
		4(2) 消火用資機材及び薬剤の貸与																																					
	第四管区海上 保安本部	(略)																																					
林野火災対策	地元市町村	(略)																																					
	県	(略)																																					
	県警察	(略)																																					
	中部森林管理 局、森林組合	4(1) (略)																																					
		4(2) 消火用資機材の貸与																																					
	第四管区海上 保安本部	(略)																																					
225	<p>林野火災対策</p> <p>1 地元市町村における措置</p> <p>(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を 命令する。 (追加)</p>	<p>林野火災対策</p> <p>1 地元市町村における措置</p> <p>(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を 命令する。 <u>また、市町村長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要が あるときは、知事等に助言を求めることができる。</u></p>	法の改正																																				
226	<p>4 中部森林管理局及び森林組合における措置</p> <p>(2) 消火用資機材及び薬剤の貸与 市町村や県からの要請により、消火用資機材及び薬剤の貸与を行 う。</p>	<p>4 中部森林管理局及び森林組合における措置</p> <p>(2) 消火用資機材の貸与 市町村や県からの要請により、消火用資機材の貸与を行う。</p>	対策の整理																																				
228	<p>第 2 4 章 地下街等における都市ガス災害対策</p> <p>主な機関の応急対策</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="197 1090 394 1161">中部経済産業 局</td> <td data-bbox="394 1090 1032 1161">災害発生後のガス供給の確保指導</td> </tr> </table>	中部経済産業 局	災害発生後のガス供給の確保指導	<p>第 2 4 章 地下街等における都市ガス災害対策</p> <p>主な機関の応急対策</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1064 1090 1261 1161">中部経済産業 局</td> <td data-bbox="1261 1090 1899 1161">災害発生後のガスの安定供給確保</td> </tr> </table>	中部経済産業 局	災害発生後のガスの安定供給確保	対策の整理																																
中部経済産業 局	災害発生後のガス供給の確保指導																																						
中部経済産業 局	災害発生後のガスの安定供給確保																																						
230	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="197 1249 394 1361">地下街等にお ける都市ガス 災害対策</td> <td data-bbox="394 1249 584 1361">地下街等の所 有者、管理者、 占有者</td> <td data-bbox="584 1249 1032 1361">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="394 1361 584 1401">ガス事業者</td> <td data-bbox="584 1361 1032 1401">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="394 1401 584 1441">市町村（消防</td> <td data-bbox="584 1401 1032 1441">(略)</td> </tr> </table>	地下街等にお ける都市ガス 災害対策	地下街等の所 有者、管理者、 占有者	(略)		ガス事業者	(略)		市町村（消防	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1064 1249 1261 1361">地下街等にお ける都市ガス 災害対策</td> <td data-bbox="1261 1249 1451 1361">地下街等の所 有者、管理者、 占有者</td> <td data-bbox="1451 1249 1899 1361">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1261 1361 1451 1401">ガス事業者</td> <td data-bbox="1451 1361 1899 1401">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1261 1401 1451 1441">市町村（消防</td> <td data-bbox="1451 1401 1899 1441">(略)</td> </tr> </table>	地下街等にお ける都市ガス 災害対策	地下街等の所 有者、管理者、 占有者	(略)		ガス事業者	(略)		市町村（消防	(略)	対策の整理																		
地下街等にお ける都市ガス 災害対策	地下街等の所 有者、管理者、 占有者	(略)																																					
	ガス事業者	(略)																																					
	市町村（消防	(略)																																					
地下街等にお ける都市ガス 災害対策	地下街等の所 有者、管理者、 占有者	(略)																																					
	ガス事業者	(略)																																					
	市町村（消防	(略)																																					

風水害等災害対策計画編

頁	現行(平成25年5月修正)	改正案	改正理由																				
	<table border="1"> <tr><td>機関)</td><td></td></tr> <tr><td>県警察</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>県</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>中部経済産業局</td><td>6 災害発生後のガス供給の確保指導</td></tr> <tr><td>中部近畿産業保安部監督部</td><td>(略)</td></tr> </table>	機関)		県警察	(略)	県	(略)	中部経済産業局	6 災害発生後のガス供給の確保指導	中部近畿産業保安部監督部	(略)	<table border="1"> <tr><td>機関)</td><td></td></tr> <tr><td>県警察</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>県</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>中部経済産業局</td><td>6 災害発生後のガスの安定供給確保</td></tr> <tr><td>中部近畿産業保安部監督部</td><td>(略)</td></tr> </table>	機関)		県警察	(略)	県	(略)	中部経済産業局	6 災害発生後のガスの安定供給確保	中部近畿産業保安部監督部	(略)	
機関)																							
県警察	(略)																						
県	(略)																						
中部経済産業局	6 災害発生後のガス供給の確保指導																						
中部近畿産業保安部監督部	(略)																						
機関)																							
県警察	(略)																						
県	(略)																						
中部経済産業局	6 災害発生後のガスの安定供給確保																						
中部近畿産業保安部監督部	(略)																						
231	<p>地下街等における都市ガス災害対策</p> <p>3 市町村(消防機関)における措置</p> <p>(3) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限、退去等命令が必要であると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命令する。</p> <p>(追加)</p>	<p>地下街等における都市ガス災害対策</p> <p>3 市町村(消防機関)における措置</p> <p>(3) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限、退去等命令が必要であると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命令する。</p> <p><u>また、市町村長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。</u></p>	法の改正																				
232	<p>6 中部経済産業局における措置</p> <p>災害発生後におけるガスの供給の確保に必要な指導を行う。</p>	<p>6 中部経済産業局における措置</p> <p>災害発生後におけるガスの安定供給の確保を講じる。</p>	対策の整理																				
234	<p>第25章 住宅対策</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr><td>第1節 被災宅地の応急危険度判定</td><td>県</td><td>(略)</td></tr> <tr><td></td><td>市町村</td><td>(略)</td></tr> </table>	第1節 被災宅地の応急危険度判定	県	(略)		市町村	(略)	<p>第25章 住宅対策</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <tr><td>第1節 被災宅地の危険度判定</td><td>県</td><td>(略)</td></tr> <tr><td></td><td>市町村</td><td>(略)</td></tr> </table>	第1節 被災宅地の危険度判定	県	(略)		市町村	(略)	表記の整理								
第1節 被災宅地の応急危険度判定	県	(略)																					
	市町村	(略)																					
第1節 被災宅地の危険度判定	県	(略)																					
	市町村	(略)																					
235	<p>第1節 被災宅地の応急危険度判定</p> <p>第2節 被災住宅等の調査</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>市町村は災害のため住家に被害が生じた場合、<u>り災証明の発行</u>、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。</p> <p>第3節 公共賃貸住宅等への一時入居</p>	<p>第1節 被災宅地の危険度判定</p> <p>第2節 被災住宅等の調査</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>市町村は災害のため住家に被害が生じた場合、<u>罹災証明書の交付</u>、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。</p> <p>第3節 公共賃貸住宅等への一時入居</p>	<p>表記の整理</p> <p>法の改正</p>																				

風水害等災害対策計画編

頁	現行(平成25年5月修正)	改正案	改正理由
235	<p>1 県(建設部)、市町村、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置</p> <p>(5) 応援協力の要請 被災者数が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は、国を通じて他の都道府県に被災者の受け入れについて協力依頼をするとともに、関係団体等に対し協力要請を行い、あっせん及び借上げの方法により民間賃貸住宅を提供できるように努める。</p> <p>(追加)</p>	<p>1 県(建設部)、市町村、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置</p> <p>(5) 応援協力の要請 被災者数が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は、国を通じて他の都道府県に被災者の受け入れについて協力依頼をするとともに、関係団体等に対し協力要請を行い、あっせん及び借上げの方法により民間賃貸住宅を提供できるように努める。</p> <p><u>附属資料第15「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定(県対県宅地建物取引業協会・全日本不動産協会愛知県支部・愛知共同住宅協会・県農業協同組合中央会・全国賃貸住宅経営者協会連合会)」</u></p>	<p>対策の整備</p>
236	<p>第4節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(2) 住宅の応急修理</p> <p>工 修理の期間 災害が発生してから1か月以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</p>	<p>第4節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(2) 住宅の応急修理</p> <p>工 修理の期間 災害が発生してから1か月以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</p>	<p>法の改正</p>
237	<p>(3) 障害物の除去</p> <p>工 除去の期間 災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</p> <p>2 県(建設部、防災局)における措置</p> <p>(1) 県は、<u>応急仮設住宅の建設、業者の選定等にあたっては、協定締結団体に協力を要請する。</u></p> <p><協定締結団体> <u>社団法人プレハブ建築協会、社団法人日本ツーバイフォー建築協会東海支部、一般社団法人全国木造建設事業協会</u></p>	<p>(3) 障害物の除去</p> <p>工 除去の期間 災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</p> <p>2 県(建設部、防災局)における措置</p> <p>(1) 応急仮設住宅の建設、業者の選定等にあたっては、協定締結団体に協力を要請する。</p> <p><協定締結団体> <u>一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会東海支部、一般社団法人全国木造建設事業協会</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>一般社団法人化</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由																																
243	<p>第 4 編 災害復旧 第 1 章 民生安定のための緊急措置 基本方針 災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊して極度の混乱状態にある場合、県は災害救助法を適用し、人心の安定と社会秩序の保全を図るとともに、関係機関、団体等と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。</p> <p>被災者の早期生活再建を支援するため、市町村は住家の被害状況調査の結果に基づき、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険などの支払いを受けるために必要となる<u>罹災証明</u>について、早期に被災者に交付するものとする。</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="197 850 1032 1430"> <tr> <td rowspan="6">第 1 節 義援金その他資金等による支援</td> <td>県</td> <td>1(1) 義援金の受付、配分 1(2) 災害見舞金の支給 (追加)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2(1) 災害弔慰金の支給 2(2) <u>災害障害見舞金の支給</u> 2(3) <u>災害援護資金の貸付</u></td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 愛知県支部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県社会福祉協議会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>被災者生活再建支援法人</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>報道機関等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 2 節 金融対策</td> <td>東海財務局、 日本銀行名古屋</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第 1 節 義援金その他資金等による支援	県	1(1) 義援金の受付、配分 1(2) 災害見舞金の支給 (追加)	市町村	2(1) 災害弔慰金の支給 2(2) <u>災害障害見舞金の支給</u> 2(3) <u>災害援護資金の貸付</u>	日本赤十字社 愛知県支部	(略)	県社会福祉協議会	(略)	被災者生活再建支援法人	(略)	報道機関等	(略)	第 2 節 金融対策	東海財務局、 日本銀行名古屋	(略)	<p>第 4 編 災害復旧 第 1 章 民生安定のための緊急措置 基本方針 災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊して極度の混乱状態にある場合、県は災害救助法等を適用し、人心の安定と社会秩序の保全を図るとともに、関係機関、団体等と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。</p> <p>被災者の早期生活再建を支援するため、市町村は住家の被害状況調査の結果に基づき、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険などの支払いを受けるために必要となる<u>罹災証明書</u>について、<u>その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、早期に被災者に交付するものとする。</u></p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1064 850 1899 1430"> <tr> <td rowspan="6">第 1 節 義援金その他資金等による支援</td> <td>県</td> <td>1(1) 義援金の受付、配分 1(2) 災害見舞金の支給 1(3) <u>被災者に関する情報の提供</u></td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2(1) 災害弔慰金等の支給 2(2) <u>罹災証明書の交付等</u> (削除)</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 愛知県支部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県社会福祉協議会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>被災者生活再建支援法人</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>報道機関等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 2 節 金融対策</td> <td>東海財務局、 日本銀行名古屋</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第 1 節 義援金その他資金等による支援	県	1(1) 義援金の受付、配分 1(2) 災害見舞金の支給 1(3) <u>被災者に関する情報の提供</u>	市町村	2(1) 災害弔慰金等の支給 2(2) <u>罹災証明書の交付等</u> (削除)	日本赤十字社 愛知県支部	(略)	県社会福祉協議会	(略)	被災者生活再建支援法人	(略)	報道機関等	(略)	第 2 節 金融対策	東海財務局、 日本銀行名古屋	(略)	<p>表記の整理</p> <p>法の改正</p> <p>法の改正</p> <p>対策の整理 表記の整理</p>
第 1 節 義援金その他資金等による支援	県		1(1) 義援金の受付、配分 1(2) 災害見舞金の支給 (追加)																																
	市町村		2(1) 災害弔慰金の支給 2(2) <u>災害障害見舞金の支給</u> 2(3) <u>災害援護資金の貸付</u>																																
	日本赤十字社 愛知県支部		(略)																																
	県社会福祉協議会		(略)																																
	被災者生活再建支援法人		(略)																																
	報道機関等	(略)																																	
第 2 節 金融対策	東海財務局、 日本銀行名古屋	(略)																																	
第 1 節 義援金その他資金等による支援	県	1(1) 義援金の受付、配分 1(2) 災害見舞金の支給 1(3) <u>被災者に関する情報の提供</u>																																	
	市町村	2(1) 災害弔慰金等の支給 2(2) <u>罹災証明書の交付等</u> (削除)																																	
	日本赤十字社 愛知県支部	(略)																																	
	県社会福祉協議会	(略)																																	
	被災者生活再建支援法人	(略)																																	
	報道機関等	(略)																																	
第 2 節 金融対策	東海財務局、 日本銀行名古屋	(略)																																	

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）			改 正 案			改正理由			
	屋支店 県		2 金融機関に対する要請	屋支店 県		2 共済事業を行う中小企業等協同組合並びに農業協同組合系及び漁業協同組合系金融機関に対する要請	対策の整理			
第 3 節 住宅等対策	県		1(1) 応急仮設住宅の建設 1(2)、1(3) (略)	第 3 節 住宅等対策	県	(削除) 1(1)、1(2) (略)				
	市町村		(追加) 2(1)、2(2) (略)		市町村	2(1) 応急仮設住宅の建設 2(2)、2(3) (略)				
	住宅金融支援 機構東海支店		(略)		住宅金融支援 機構東海支店	(略)				
第 5 節 暴力団等 への対策	県警察		1(1) 暴力団等の動向把握の徹底 1(2) 暴力団関係企業等の復旧・復興事業 参入・介入実態の把握 1(3) 暴力団排除活動の徹底 1(4) 外国人被災者への広報活動	第 5 節 暴力団等 への対策	県警察	1(1) 暴力団等の動向把握 1(2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業 からの暴力団排除 1(3) 暴力団排除に関する広報活動等 (削除)				
	県、市町村		(略)		県、市町村	(略)				
	愛知労働局		(略)		愛知労働局	(略)				
	東海財務局、 日本銀行名古 屋支店		(略)		東海財務局、 日本銀行名古 屋支店	(略)				
244	第 1 節 義援金その他資金等による支援 1 県(会計局、健康福祉部)における措置 (追加) 2 市町村における措置 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく次の措置を行う。 <u>(1) 災害弔慰金の支給</u> (略)			第 1 節 義援金その他資金等による支援 1 県(会計局、健康福祉部、 <u>防災局</u>)における措置 <u>(3) 被災者に関する情報の提供</u> 災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を 作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供す るものとする。 2 市町村における措置 <u>(1) 災害弔慰金等の支給</u> 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく次の措置を行う。 <u>ア 災害弔慰金の支給</u> (略)						法の改正 法の改正

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
	<p>(2) 災害障害見舞金の支給 (略)</p> <p>(3) 災害援護資金の貸付 (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>イ 災害障害見舞金の支給 (略)</p> <p>ウ 災害援護資金の貸付 (略)</p> <p>(2) 罹災証明書の交付等</p> <p><u>市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</u></p> <p><u>また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</u></p>	
245	<p>4 県社会福祉協議会における措置</p> <p>「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり150万円を貸付上限額の目安として<u>災害援護資金の貸付けを行う。</u></p> <p>第2節 金融対策</p> <p>1 東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置</p>	<p>4 県社会福祉協議会における措置</p> <p>「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり150万円を貸付上限額の目安として<u>福祉資金の貸付けを行う。</u></p> <p>第2節 金融対策</p> <p>1 東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置</p>	名称変更
246	<p>(2) 金融機関等に対する要請</p> <p>ウ 火災共済協同組合への措置</p> <p><u>(ア) 共済金等の支払いに係る便宜措置</u></p> <p><u>共済契約証書、届出印鑑等を喪失した共済契約者等については、可能な限り便宜措置を講ずる。</u></p> <p><u>(イ) 共済金の支払、共済掛金の払込猶予に関する措置</u></p> <p><u>共済金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、共済掛金の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。</u></p>	<p>(2) 金融機関等に対する要請</p> <p>(削除)</p>	法の改正
247	<p><u>(ウ) 営業停止等における対応に関する措置</u></p> <p><u>火災共済協同組合において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の</u></p>		

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
247	<p><u>手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。</u></p> <p>エ 証券会社等への措置 (追加)</p> <p>2 県(農林水産部)における措置 農業協同組合系・漁業協同組合系の金融機関について、県は、関係機関と密接な連携をとりつつ、民間金融機関等と同様の措置を講じるよう要請する。</p> <p>第3節 住宅等対策</p> <p>1 県(建設部)における措置</p> <p>(1) 応急仮設住宅の建設 <u>家屋に被害を受けた被災者の収容対策として応急的な仮設住宅を建設し、暫定的な居住の安定を図る。(第3編第25章「住宅対策」参照)</u></p> <p>(2) 災害公営住宅の建設 被害が甚大で市町村において災害公営住宅の建設が困難な場合は、<u>県が公営住宅法に基づき建設するものとする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 市町村における措置 (追加)</p>	<p>ウ 証券会社等への措置</p> <p>エ 電子債権記録機関への措置</p> <p><u>(ア) 取引停止処分、休日営業等に関する措置</u> 災害時における電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等の措置、電子債権記録機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること。</p> <p><u>(イ) 営業停止等における対応に関する措置</u> 営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、<u>その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。</u></p> <p>2 県(産業労働部、農林水産部)における措置 <u>共済事業を行う中小企業等協同組合並びに農業協同組合系及び漁業協同組合系の金融機関について、県は、関係機関と密接な連携をとりつつ、民間金融機関等と同様の措置を講じるよう要請する。</u></p> <p>第3節 住宅等対策</p> <p>1 県(建設部)における措置 (削除)</p> <p>(1) 災害公営住宅の建設 被害が甚大で市町村において災害公営住宅の建設が困難な場合は、<u>県が市町村に代わり災害公営住宅を建設するものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 市町村における措置</p> <p><u>(1) 応急仮設住宅の建設</u> <u>家屋に被害を受けた被災者の収容対策として応急的な仮設住宅を建設し、暫定的な居住の安定を図る。(第3編第25章「住宅対策」参照)</u></p>	<p>法の改正</p> <p>法の改正 表記の整理</p> <p>対策の整理</p> <p>表記の整理 表記の整理</p> <p>対策の整理</p>

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改正案	改正理由
248	<p>(1)(2) (略)</p> <p>第5節 暴力団等への対策</p> <p>1 県警察における措置</p> <p>(1) 暴力団等の動向把握の徹底</p> <p>ア 暴力団等の動向把握</p> <p><u>被災地の復旧・復興事業に係る利権をめぐり、暴力団等犯罪組織の間で縄張り争いが生じ、対立抗争事件に発展することが懸念されるため、暴力団等の動向把握に努める。</u></p> <p>イ 国際犯罪組織の動向把握</p> <p><u>被災地の混乱に乗じた不良来日外国人による組織的な窃盗や外国人被災者の生活苦に乗じたヤミ金融事犯等の発生が懸念されるため、国際犯罪組織の動向把握に努める。</u></p>	<p>(2)(3) (略)</p> <p>第5節 暴力団等への対策</p> <p>1 県警察における措置</p> <p>(1) 暴力団等の動向把握</p> <p><u>災害発生時には、暴力団等が復旧・復興事業に介入するなどの資金獲得活動を展開することが予想されるため、暴力団等の動向把握を徹底する。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の整理</p>
249	<p>(2) 暴力団関係企業等の復旧・復興事業参入・介入実態の把握</p> <p><u>暴力団は、関係企業や共生者を利用して復旧・復興事業に参入・介入することが予測されることから、実態解明を徹底するとともに、参入・介入に関する動向を把握した場合は、関係行政機関、被災地方公共団体、各種団体等に対して注意喚起を行う。</u></p> <p>(3) 暴力団排除活動の徹底</p> <p>ア 暴排条項の導入</p> <p><u>暴力団等による被災地の復旧・復興事業への参入・介入を防止するため、復旧・復興事業に係る契約書類等に暴力団排除の条項を盛り込むよう官民に働きかけ、暴力団、暴力団関係企業及び共生者の排除を徹底する。</u></p> <p>イ 各種法令の活用</p> <p><u>復旧・復興事業への参入・介入の他に、被災地の混乱に乗じた暴力団による資金獲得活動に対しては、刑法、暴力団対策法、愛知県暴力団排除条例等を効果的に活用、運用して、検挙の徹底を図るとともに、官民が連携して暴力団排除活動の徹底に努める。</u></p> <p>ウ 積極的な広報活動</p> <p><u>被災地において復旧・復興事業等に関わる暴力団等が敢行した犯罪については積極的に広報するとともに、事件検挙等の機会を捉えて、震災に便乗する暴力団や暴力団関係企業等の悪質性及び実態を</u></p>	<p>(2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除</p> <p><u>暴力団等による不法行為の取締りを徹底するとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等との連携を強化し、暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入を防止するための取組を推進するなど、暴力団排除活動を徹底する。</u></p> <p>(3) 暴力団排除に関する広報活動等</p> <p><u>暴力団等による復旧・復興事業への介入状況等に関する広報を積極的に行うとともに、暴力団員の不当要求行為等に関する情報提供、相談に対する的確な対応を行う。</u></p>	

風水害等災害対策計画編

頁	現行（平成 25 年 5 月修正）	改 正 案	改正理由
	<p><u>知らしめる効果的な広報を実施する。</u></p> <p><u>エ 相談活動</u> <u>警察本部、警察署において、暴力団等の復旧・復興事業への参入・</u> <u>介入の情報受理や不当要求に関する相談等の受理と的確な対応を行</u> <u>う。</u></p> <p><u>(4) 外国人被災者への広報活動</u> <u>外国人被災者の不安を解消し、情報不足による混乱を防止すると</u> <u>ともに、暴力団等からの不当な要求を防止するために、それぞれの</u> <u>使用言語で必要な情報を得られるよう、関係機関と連携し積極的な</u> <u>広報を行う。</u></p>	<p>(削除)</p>	